


JAバンク大阪信連 ディスクロージャー誌

Report 2023

JAとともに、ご利用者のために

 JAバンク大阪信連

JAバンク大阪信連のプロフィール (令和5年3月31日現在)

- 名 称 大阪府信用農業協同組合連合会
- 本 所 所 在 地 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号
- 設 立 年 月 日 昭和23年8月27日
- 総 資 産 4兆9,828億円
- 貯金・譲渡性貯金 4兆4,911億円
- 貸 出 金 8,847億円
- 出 資 金 1,406億円
- 単体自己資本比率 14.50%
- 役 員 数 経営管理委員13人、
理事5人、監事3人
- 職 員 数 227人
- 格付の取得状況 発行体格付「A」
(格付の方向性:安定的)
短期格付「a- 1」
(株式会社格付投資情報センター
(R&I)による格付)



JAバンク大阪信連は 最適なサービスの提供を通じて ご利用者の信頼に応えます

私たちの使命は、会員JAとその組合員、地域の企業など、
すべてのご利用者のお役に立つことです。


JAが誕生した目的は、農業の発展と組合員の生活向上のため。
つまりは組合員のお役に立つことが、JAの存在意義なのです。

JAは、組合員にとって一番身近で頼れる存在でありたいと考えています。
そのためJAは、組合員を誰よりも理解している協同組合組織だからこそできる
一人ひとりにとっての最適なサービスの提供を目指しています。

私たちは、このような使命をもって活動するJAの信用事業の連合会として誕生しました。
だからこそ私たちはJAとこの使命をともにし、連合会としての役割を果たすため、
JAへの安定的な収益還元とサポート・補完機能の発揮に全力で取り組んでいきます。

私たちは、この使命と役割を胸に、人と人との繋がりを大切に、
ご利用者の満足そして感動に挑戦することで、信頼に応えてまいります。

JAとともに、ご利用者のために

 JAバンク大阪信連

ごあいさつ

皆さまには、日頃より大阪府信用農業協同組合連合会(JAバンク大阪信連)をお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、1948年の設立以来、府内のJAを金融面からサポートするとともに、大阪農業の振興・地域経済の発展に取り組んでまいりました。

このたび、令和4年度の業務実績や活動内容などをまとめた「JAバンク大阪信連 ディスクロージャー誌 Report2023」を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻の影響等により世界各国で物価が高騰しました。また、欧米の中央銀行が、インフレ抑制のため継続して利上げを行った結果、金利が急上昇しました。

一方、国内においては、欧米のような急激なインフレには至らなかったものの、原材料や燃料費の上昇に伴い製品価格への転嫁が進むとともに、大手企業を中心に賃上げの動きも見られました。金利面においても、欧米の金利上昇に歩調を合わせ、徐々に長期金利の水準を切り上げていく動きとなりました。

このような変化の激しい経営環境ではありましたが、ポートフォリオの内容改善やリスクの抑制を図った結果、事業目標を上回る経常利益87億円を計上することができました。

併せまして、「地域で一番頼れる金融機関」を目指し、JAと連携のうへ、組合員利用者目線に立ったマネーライフプランの提案を実践しその定着を図るとともに、大口安定利用者に向けた「財産診断」や「遺言信託」などにより資産承継ニーズにお応えしました。

当会は、引き続き、組合員利用者本位を基本姿勢として、府内JAと連携し大阪農業の振興に注力するとともに、皆さま其々にとって最適でお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

皆さま方におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月



経営管理委員会会長
寺下 三郎



代表理事理事長
池辺 覚

Contents

ご利用者とともに

ごあいさつ	1
JAバンク大阪信連とは	2
経営方針	4
業績ハイライト	6
持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動	9
リスク管理態勢	15
コンプライアンス	20

業務等について

業務のご案内	25
商品のご案内	27
手数料一覧	30

資料編

財務データ(単体)	33
自己資本の充実の状況(単体)	58
財務データ(連結)	74
自己資本の充実の状況(連結)	92
役員等の報酬体系 ほか	104
確認書	107

■本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
■金額及び比率は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
■単位未満の残高がある場合は「0」、無い場合は「-」で表示しています。

JAグループの一翼を担い、質の高い金融サービスの提供を目指しています。

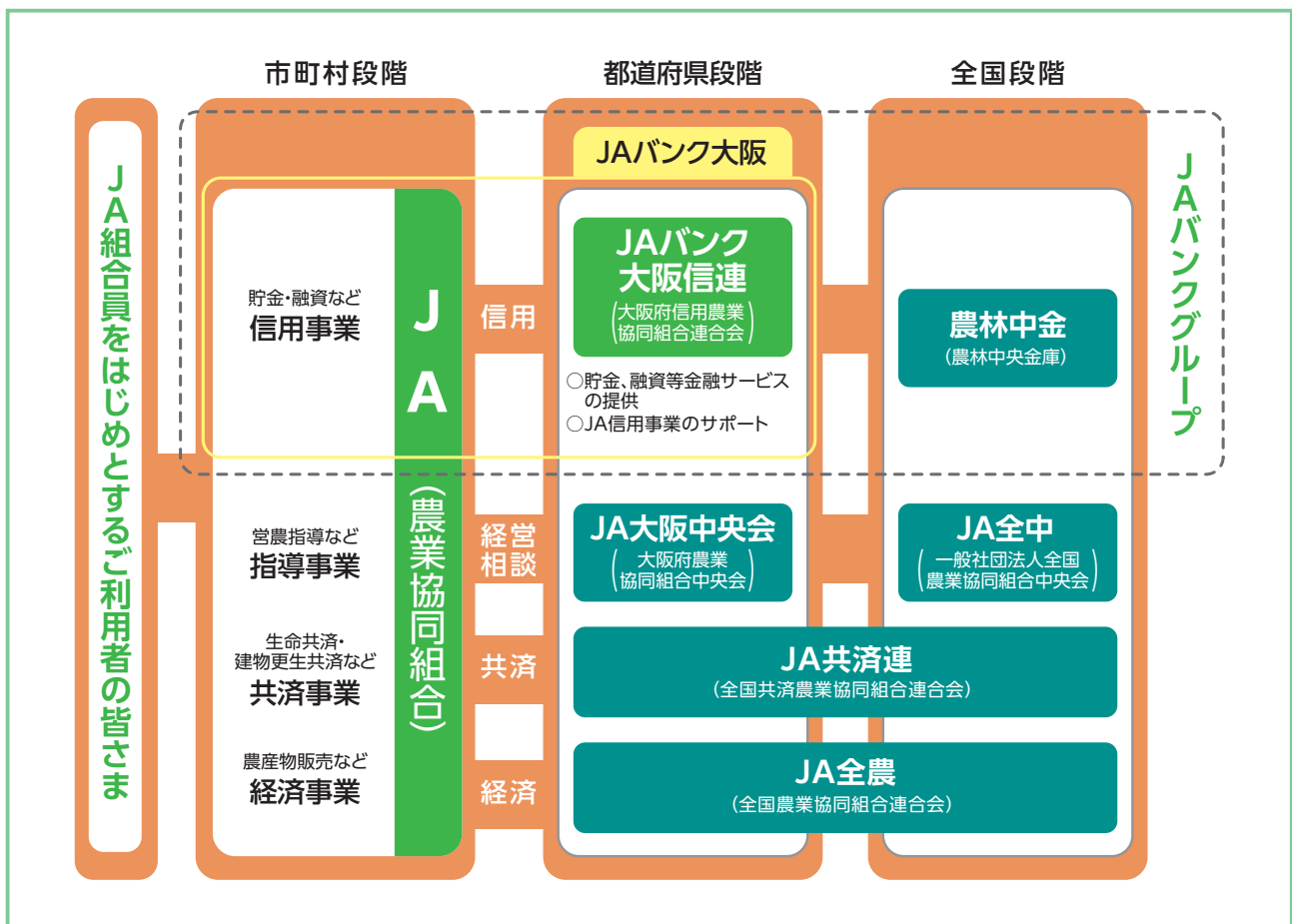
JAグループの仕組み

JAグループにおけるJAバンク大阪信連

JAグループは、市町村をエリアとして各種事業[営農指導事業、経済(購買・販売)事業、信用(貯金・融資等)事業、共済事業等]を行う『JA』、各事業別の『都道府県段階』並びに『全国段階』の組織により成り立っています。

また、JA・信連・農林中央金庫をもって「JAバンク」とし、JAバンクグループ一体となり、より利便性に富んだ総合金融サービスの提供を目指しています。

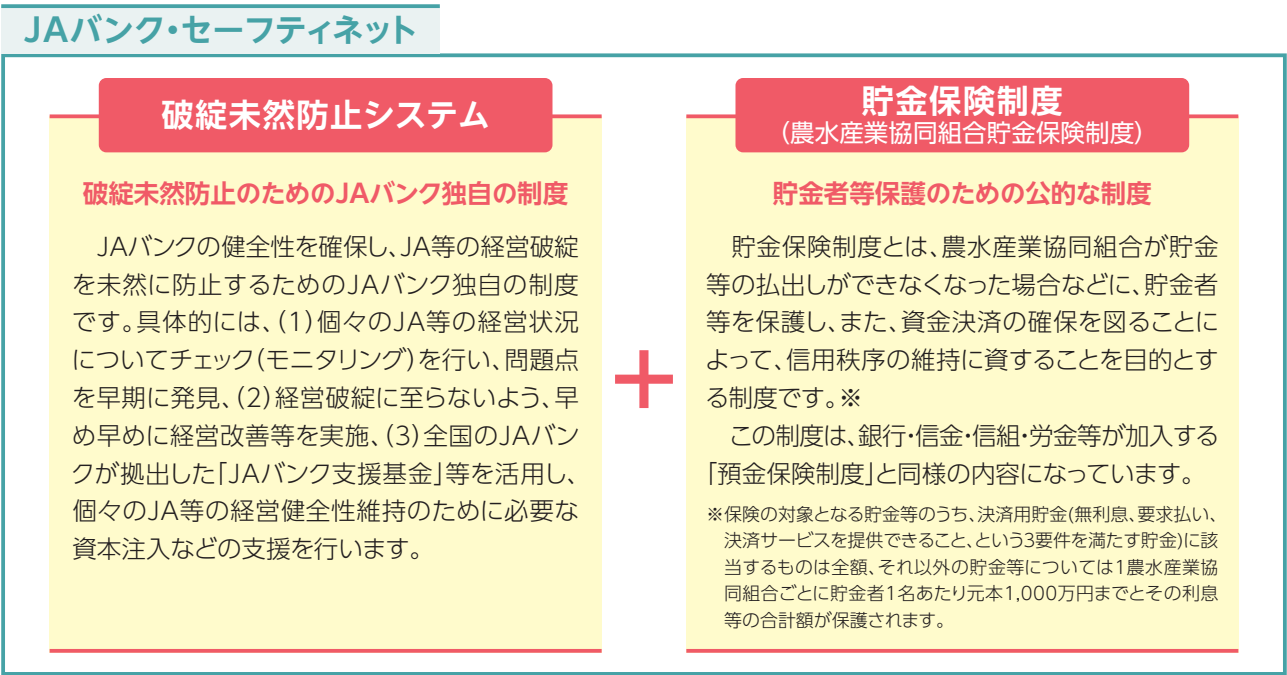
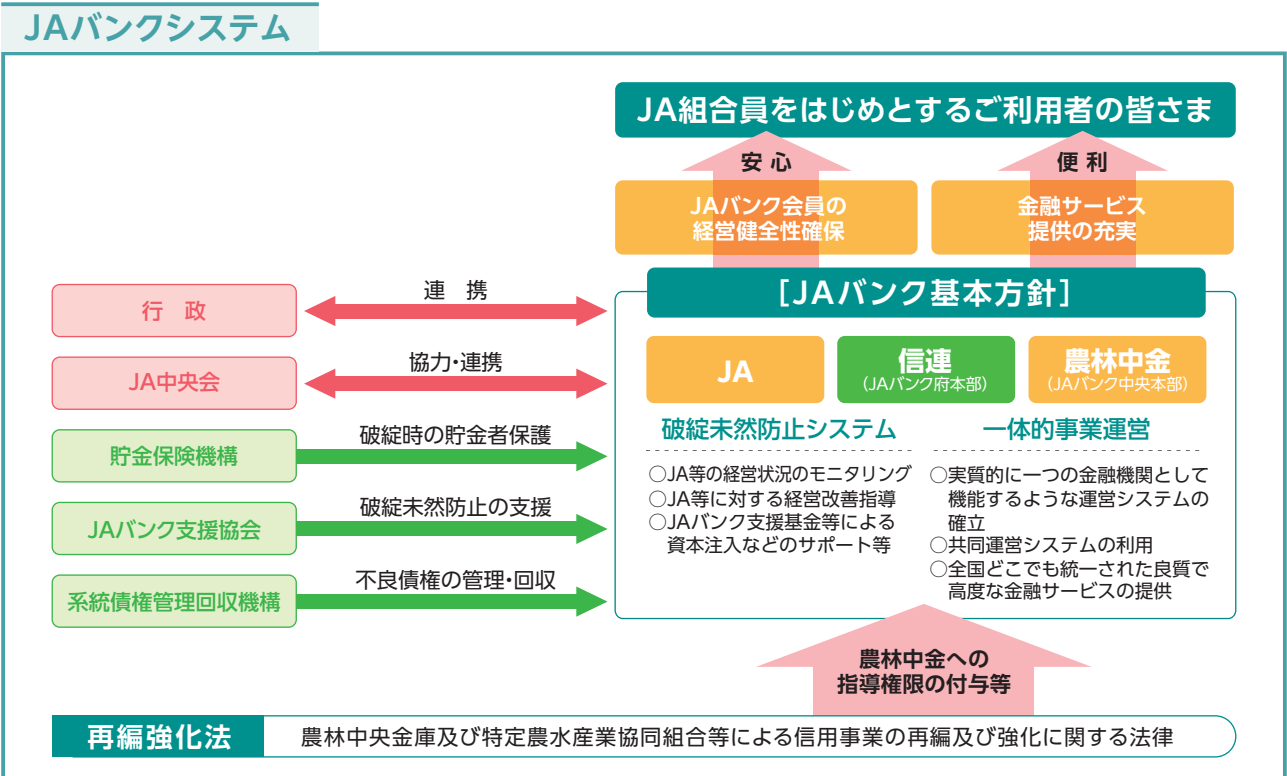
私どもJAバンク大阪信連は、大阪府における信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、府内JAの業務サポート等を行うとともに、「JAバンク大阪」としてJAと一体となって、ご利用者の皆さまのお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。



「JAバンクシステム」により、ご利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

「JAバンクシステム」とは、「再編強化法」に基づきJAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）が一体的に事業運営に取り組む仕組みです。JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で、皆さまに安心して便利なサービスをご提供します。

また、JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、皆さまにより一層の安心をお届けします。



ご利用者にとって最適なサービスを提供することで
ビジョンの実現を目指します。

経営理念

JAバンク大阪信連は
最適なサービスの提供を通じて
ご利用者の信頼に応えます

明確化

ビジョン JAとともに地域で一番頼れる金融機関を目指します

我々は、JAとともに「組合員利用者第一」を徹底し、ご利用者の役に立つ金融サービスの提供を通じて、ご利用者の満足度向上とその結果としての利用量・シェアの拡大を実現します。特に大阪農業振興のために、農業メインバンク機能の発揮の他、非金融分野にも取り組んでいきます。

JAバンク大阪基本戦略

JAバンク大阪の基本的な戦略として「JAバンク大阪基本戦略」を策定し、組合員利用者本位の徹底を図る中、JAと当会の役割分担を明確化することで、JAとともに、ご利用者の皆さまの満足度向上に向けて取り組んでおります。

組合員利用者本位の徹底

組合員利用者本位の基本姿勢を徹底し、組合員利用者のお役に立つことで、信頼関係を強化し、JAの利用拡大を図る。

JAと信連の役割分担の明確化

JA

メンバーシップ組織と総合事業の強みを生かした組合員利用者本位のサービスの提供によるオンリーワン戦略を実践し、他金融機関との差別化を図り、利用者基盤の強化と利用量の確保に努める。

信連

JAに対する安定的な収益還元を実現し、JAを財務的にサポートするとともに、JAにおける組合員利用者本位の徹底及び利用者基盤拡充、健全性確保の動きを人的・機能的にサポートする。

第12次中期経営計画(令和4年度～6年度)

低金利環境の長期化や他金融機関との競争激化等、取り巻く環境が厳しさを増す中、JAに対するサポート機能の発揮や収益力・財務体質の強化等に取り組みます。

信連の役割

I. JAグループならではの存在価値発揮に資するサポート機能の充実

II. マイナス金利政策にも耐える収益力と財務体質の強化

III. 2つの役割の遂行を支える組織力強化

主要戦略

農業振興	大阪の農業振興に寄与するための農業メインバンク機能の維持・強化と農業経営サポート
推進・経営相談	<ol style="list-style-type: none"> ① 組合員利用者本位の業務運営・事業推進の実践に係るサポート ② 組合員利用者(大口安定利用者世帯)への相談業務の活性化と信託業務の適正な運営サポート ③ 安定的な収益確保に向けたJAバンク大阪全体でのALM戦略の実践サポート ④ 中央会と連携したJAへの経営相談機能の充実化 ⑤ JAバンクシステム遵守のためのJAの健全経営サポート
本部機能	JAバンク大阪における事務堅確性向上・効率化サポート
IT	ITを活用した事業推進・業務効率化サポート
調達	低コストかつ安定的な調達の実施
運用	<ol style="list-style-type: none"> ① 相場変動を捉えた機動的な有価証券運用 ② 取引先との関係深化による貸出資産の拡充及び貸出ポートフォリオの再構築
財務運営・リスク管理	<ol style="list-style-type: none"> ① さまざまな金融環境にも耐える資産ポートフォリオの構築 ② 内部留保の積み上げによる自己資本の充実 ③ 財務・非財務など全方位からのリスク管理の充実化
組織・人財	<ol style="list-style-type: none"> ① 環境変化に対応し戦略を実践するための人財開発と確保 ② 環境変化に応じた機動的な経営資源配分の見直し ③ 業務継続体制の維持・強化
業務効率化と事務堅確性向上	<ol style="list-style-type: none"> ① IT等の活用による業務効率化の徹底 ② ITの活用やPDCAを通じた事務堅確性の向上 ③ 信託業務の慎重かつ堅実な運営
子会社等	子会社・関連団体を含めた経営資源の効率的活用

厳しい金融環境の中、安定的な業績を維持し、地域で一番頼れる金融機関を目指します。

令和4年度 事業の概況

令和4年度の経営環境については、ロシアのウクライナ侵攻の影響等により世界各国で物価が高騰しました。また、欧米の中央銀行が、インフレ抑制のため継続して利上げを行った結果、金利が急上昇しました。

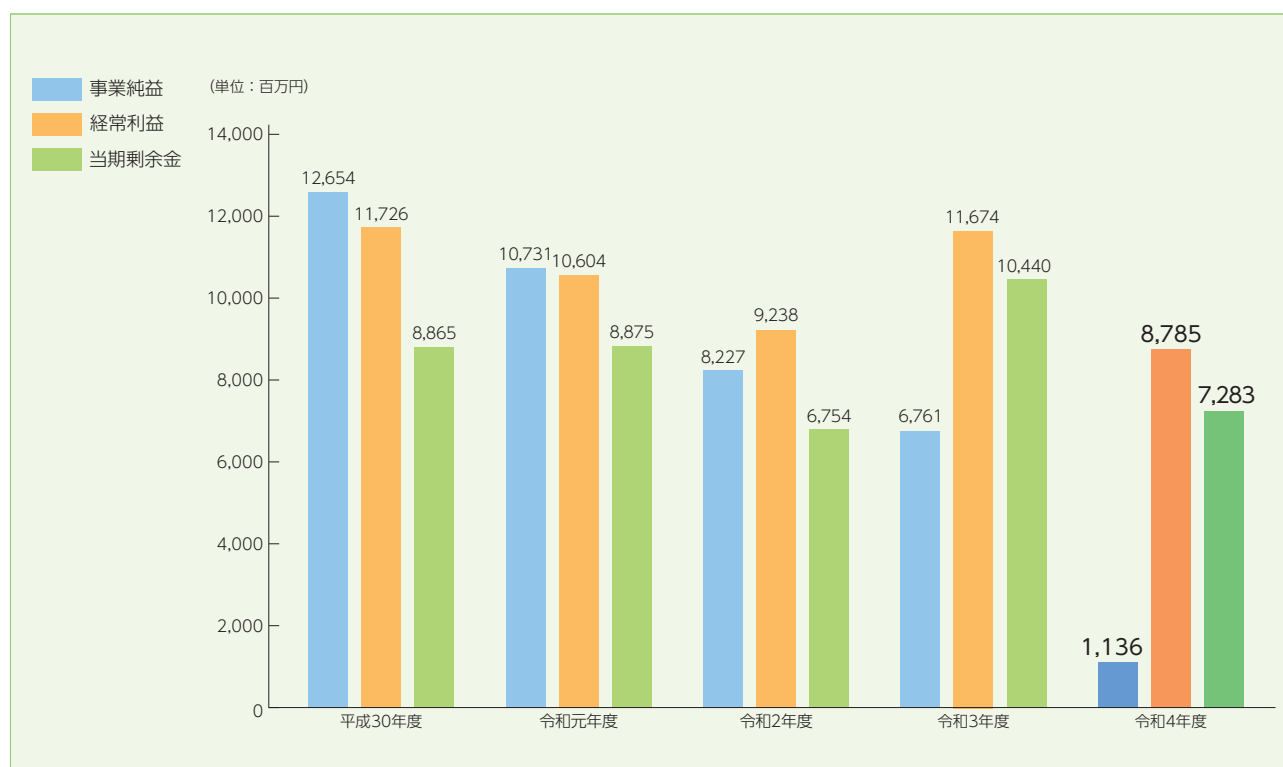
一方、国内においては、欧米のような急激なインフレには至らなかったものの、原材料や燃料費の上昇に伴い製品価格への転嫁が進むとともに、大手企業を中心に賃上げの動きも見られました。金利面においても、欧米の金利上昇に歩調を合わせ、徐々に長期金利の水準を切り上げていく動きとなりました。

このような変化の激しい経営環境ではありましたが、ポートフォリオの内容改善やリスクの抑制を図った結果、事業目標を上回る経常利益87億円を計上することができました。

令和5年度につきましては、第12次中期経営計画の完遂に向け、組合員利用者本位を基本姿勢として、府内JAと連携し大阪農業の振興に注力するとともに、皆さま其々にとって最適でお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

業績の推移

令和4年度は、低金利環境が続く運用難の中、自己資本に見合う調達とリスクリターンを重視した運用に取り組んだ結果、事業純益は1,136百万円(前期比5,625百万円減)、経常利益は8,785百万円(同2,889百万円減)、当期剰余金は7,283百万円(同3,157百万円減)となりました。

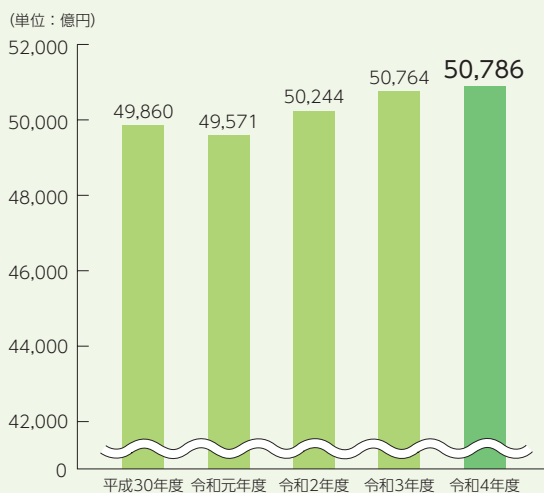


JA貯金・信連貯金の推移

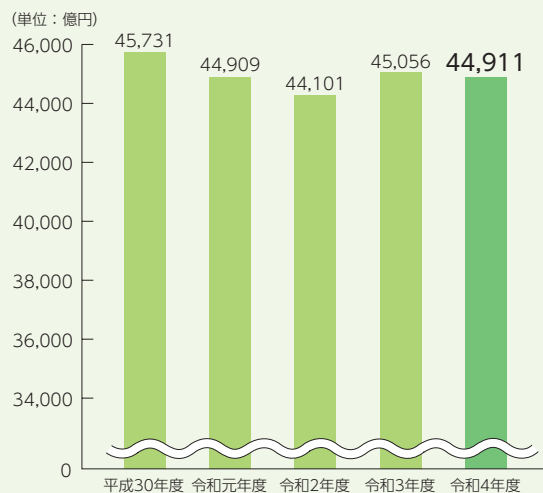
ご利用者の皆さまから健全性等に高い評価をいただき、府内JA貯金の令和4年度末残高は5兆786億円(前年度末比22億円増)となりました。

当会の貯金(譲渡性貯金を含む)については、4兆4,911億円(同145億円減)となりました。

●JA貯金の推移

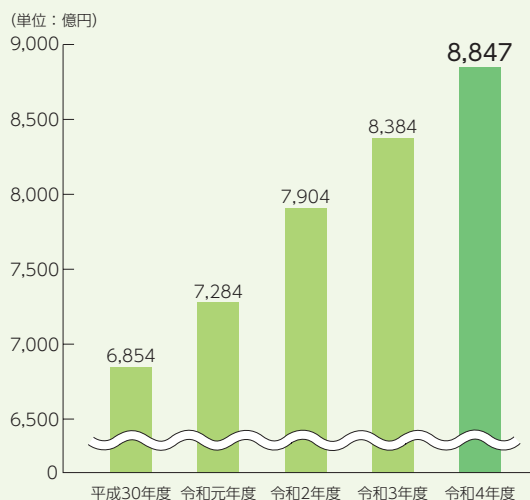


●信連貯金の推移



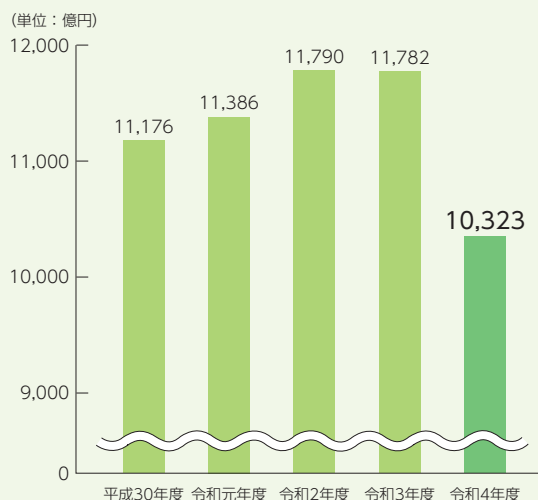
貸出金残高の推移

貸出金は、多様な案件に取り組むなど融資基盤の強化に努めたことから、令和4年度末残高は8,847億円(前年度末比462億円増)となりました。



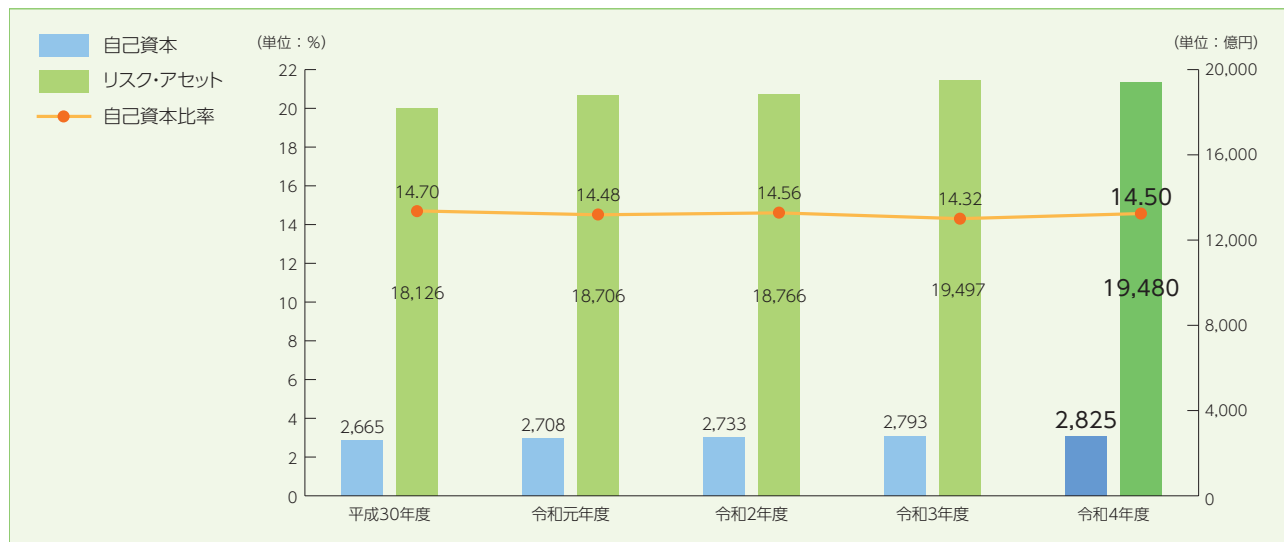
有価証券残高の推移

有価証券は、将来に亘って安定的な収益を確保できるポートフォリオの維持・構築に努めた結果、令和4年度末残高は1兆323億円(前年度末比1,458億円減)となりました。



自己資本比率(単体)の推移

令和4年度は、内部留保の積み上げにより自己資本の増強に努めた結果、自己資本額は2,825億円(前年度末比32億円増)、自己資本比率は14.50%(同0.18ポイント増)となりました。



※「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

最近5年間の主要な経営指標

(単位: 百万円、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	50,778	46,811	43,915	46,037	57,315
経常利益	11,726	10,604	9,238	11,674	8,785
当期剰余金	8,865	8,875	6,754	10,440	7,283
出資金 (出資口数)	140,690 (28,138千口)	140,690 (28,138千口)	140,690 (28,138千口)	140,690 (28,138千口)	140,690 (28,138千口)
純資産額	312,501	299,269	327,671	317,137	283,385
総資産額	5,448,991	5,189,746	5,061,296	5,055,526	4,982,856
貯金等残高	4,573,171	4,490,991	4,410,152	4,505,652	4,491,117
貸出金残高	685,462	728,471	790,473	838,489	884,751
有価証券残高	1,117,642	1,138,618	1,179,084	1,178,252	1,032,367
剰余金配当金額 ・出資配当額 ・事業分量配当額	4,905 2,475 2,429	5,009 2,475 2,534	4,807 2,475 2,332	5,000 2,475 2,524	4,523 2,475 2,047
職員数	212	218	221	222	227
単体自己資本比率	14.70	14.48	14.56	14.32	14.50
信託報酬	-	-	-	0	0
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く)	-	-	-	-	-
信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	-	-	-	-	-
信託財産額	-	-	-	1	-

(脚注) 1. 令和2年度～令和4年度は、有価証券残高のうち、保有目的区分「その他有価証券」については、期末の時価を適用しています。平成30年度及び令和元年度は、有価証券は全て「その他有価証券」で保有しており、期末の時価により評価しています。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。
3. 信託業務については、令和3年度より業務を開始したため、令和2年度以前の取扱いはありません。

当会は、地域金融機関としての事業運営を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

当会は、大阪府を事業区域として、最適なサービスの提供を通じて農業振興等にご貢献し、ご利用者の信頼に添えてまいります。

当会の資金は、その大半が府内JAにお預けいただいたご利用者の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や地域経済を支える企業の発展を支援するための融資活動等を行っています。

また、「JAグループSDGs取組宣言」に基づき、地域金融機関としての事業運営を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

【JAグループSDGs取組宣言】

わたしたちJAグループは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

JAグループは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員の皆さんの声に応えながら、不断の自己改革への取り組みを通じて、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取り組んできました。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

JAグループは、各々の置かれた環境を踏まえて、SDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

● 事業を通じた地域貢献

地域からの資金調達の状況

当会の令和4年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む)は4兆4,911億円となっており、うち4兆2,442億円は府内JAよりお預かりしています。

また、組合員をはじめとする地域の皆さまの計画的な資産作りをサポートするため、目的に応じた各種貯金、定期積金等の金融商品を取り扱っています。

地域への資金供給の状況

当会の令和4年度末の貸出金残高は8,847億円となりました。

JAの組合員の皆さまには、農業関連資金をご活用いただくとともに、資産活用等にはJAを通じた賃貸住宅ローン等をご利用いただいています。

また、大阪府内に事務所を置く企業等の皆さまには、ご融資をはじめ、総合的な金融サービスをご提供しています。

このほか、(株)日本政策金融公庫の受託貸付金として13億円のお取引があり、今後も地域の皆さまへの資金供給を積極的に行います。

「健康経営優良法人2023」の認定



「健康経営優良法人」とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰することを目的として、経済産業省が平成28年度より創設したものであり、当会は「2021」より3年連続で認定を受けております。職員の心と身体の健康づくりに努め、職員の満足度を高めることで質の高い業務提供が実現されるよう取り組んでまいります。

● 地域密着型金融

中小企業の経営改善のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組み

当会は、金融円滑化に係る相談窓口を、農業金融部及び営業部に設置しており、ご利用者の皆さまの経営実態等を踏まえて、経営のご相談や経営改善に関する支援を行う等、コンサルティング機能を適切に発揮できる体制を整備しています。

また、金融円滑化に係るご相談には、事業についての改善や再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、相談内容に柔軟かつ適切に対応するよう努めており、その際、必要に応じて他金融機関並びに外部機関との緊密な連携を図る体制を整備しています。

なお、当会は、金融円滑化に係る基本の方針を、以下のとおり定めています。

金融円滑化に係る基本の方針

- 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまから、お借入れの申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
 - 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提に情報交換を図り連携に努めます。
 - 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
 - 当会は、お客さまからの、お借入れの申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当会は、上述のような金融の円滑化を適切に進めるために以下のような体制を整備しております。
 - 金融円滑化管理委員会の設置
金融円滑化の適切な推進のため、理事長を委員長とし、関係役員部長を委員として設置し、金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - 金融円滑化管理責任者の設置
運用担当常務を金融円滑化管理責任者、農業金融部長及び営業部長を金融円滑化管理担当者として、当会における金融円滑化の方針施策の徹底に努めます。
 - 相談窓口の設置
農業金融部及び営業部にお客さまからの円滑化に係る相談窓口を設置しております。
 - 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	大阪市中央区高麗橋 3丁目3番7号	農業金融部	06 - 6204 - 6586
		営業部法人営業担当	06 - 6204 - 6583
			06 - 6204 - 6584
			06 - 6204 - 6585

※ご相談受付時間:月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しています。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

● 農業振興・自己改革

農業を取り巻く状況の厳しさや、政府による農協改革の動き等を踏まえて、JAグループでは、今まで以上に農業の発展や地域へ貢献すべく、「自己改革」に取り組んでおります。

当会としても、農業メインバンク機能強化に取り組むとともに、大阪農業振興サポートセンターを通じて、さまざまな取組みを実践しております。



農業メインバンク機能強化への取組み

● 農業融資に対する取組み

府内農業者の皆さまの多様なニーズに対応するため、JA・信連が一体となって農業者を訪問し、農業所得増大を促進するためのさまざまな提案を行っています。

具体的には、当会の取組みとして各種農業融資に関する相談に対応するほか、(株)日本政策金融公庫の受託資金を活用し、次代の農業の担い手による攻めの経営展開を支援するため、農業者の「経営能力」や「経営戦略」を積極的に評価する資金の提案を行っています。

また、JAバンクとしてアグリシードファンドによる出資を府内農業法人に対して案内するなど、総合的な金融サービスを通じて規模拡大や財務基盤強化への取組み支援を行っています。



● 農業者への金融支援における取組み

「JA農機ハウスローン」、「農業振興資金」、「JA担い手応援ローン」、「JA新規就農応援資金」、「農業近代化資金」といった府内JAにおける農業融資に対し、全国JAバンクグループの取組みとして利子補給を実施しています。また、当会の独自支援策として、農業者が借入を行った際に負担する大阪府農業信用基金協会の保証料の全額助成や農業融資に係る利子助成に取り組むとともに、各種農業融資商品や支援策について、より広く周知するためにJAバンク大阪ホームページにおける農業融資商品の紹介ページなどを通じて、府内農業者の皆さまの満足度向上や農業所得増大へのサポートを積極的に行っています。

また、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢による資材高騰の影響を受けた農業者に対し、当会においては(株)日本政策金融公庫の受託資金を主とした融資対応を行うことで、農業経営の維持・再建の支援を行っています。



担い手支援に向けた取組み

担い手農業者の農業生産・農業所得増大へのサポートとして、商談会等への出展費用や法人化に係る登記費用並びに事業継承に係る費用といった経営改善に係る費用等、また、新規就農者等への営農費用等の一部助成を実施しております。

また、農家組合員・農業法人等からの多様なニーズにお応え出来るよう、府内JA及び当会に担い手金融リーダー(令和5年3月末現在府内JA・当会 計31名)を設置しております。





大阪農業振興サポートセンターの取組み

JAグループ大阪の中央会・各連合会が一体となって立ち上げた、大阪農業振興サポートセンターでは、大阪府と共同で農業の担い手育成に取り組む等、農家所得増大による大阪農業振興に向けて、さまざまな取組みを行っています。

多様な担い手対策と都市農地の保全

●担い手に出向く人材育成(JA若手職員・営農指導員等)の拡充・強化

JA若手職員や営農指導員のさらなる人材育成のため、アグリアドバイザー養成研修会を新たに内容拡充しました。また、従来のスーパーアグリアドバイザー認証資格を新たに全国農業協同組合中央会が実施する「営農指導員資格認証試験」を活用した資格認定制度とし、取扱科目を拡大して実施しています。



アグリアドバイザー養成研修会

●次世代との関係構築「大阪農業を次代へつなごう活動(大阪版次世代総点検運動)」の展開

「農家の所得増大」と「持続可能な営農継続のための後継者対策」を目的として、農家組合員の「10年後の営農継続」に必要な各JAの支援策の検討に向けた取組みを展開しています。

●大阪府との連携事業「大阪農業イノベーション推進事業」の展開

大阪府と中期5か年協定「大阪農業イノベーション推進事業協定」を締結し、下記の各事業を行政、普及所、関係機関及びJAと連携して展開しています。

- ・重点農家と位置づける生産者の経営力強化・所得増大を図るべく、専門家等を個別に派遣する「経営強化コンサル事業」
- ・新規就農希望者の育成に向けて品目別のコースに特化した栽培研修を行う「大阪産スタートアカデミー運営事業」
- ・多様な担い手の確保や事業承継の支援を行う「大阪農業つなぐプロジェクト事業」
- ・若手農業者団体等を中心にスマート農業機器の導入を支援する「経営強化チャレンジプロジェクト事業」



大阪産スタートアカデミー開講式

●農家労働力確保対策の実施(職業紹介・情報発信等)

農家組合員の労働力確保に対応すべく、府内の3JAが無料職業紹介事業者に登録して無料職業紹介所を開設し、農家組合員に求職者を斡旋する労働力確保支援事業を展開しています。また、担い手育成及び農業労働力確保等に向けた情報発信のために、大阪農業総合情報サイトとして「大阪で農業っておもしろいん!」を運営しています。



●新規就農者・定年帰農者等の支援

既存直売所出荷者の農業技術の習得や新規直売所出荷、農地保全を目的として、JA農業塾の開設・運営を支援しています。



農業塾

消費者に向けた大阪産農産物の魅力発信

●農産物直売所等での地元農産物の推進、安全安心の提供

JA直売所に対するHACCP衛生管理の継続的指導に加え、地域特性に応じた直売所活性化のための出荷者向け指導に関する支援や、新規出荷者育成に関する支援等を展開しています。令和4年度より「JAグループ大阪食の安全・安心推進運動」を展開し、JAの各施設の衛生管理を支援しています。

●ガンバ大阪OfficialPartnerとしてのお阪産米PRの展開

(株)ガンバ大阪が運営するアカデミー寮「青翔寮」に対し、大阪産米を供給しています。同クラブチームのブランド力を活用し、大阪産米のさらなる認知度向上を図ります。



ガンバ大阪稲刈り体験イベント

研究支援に関する取組み



●大阪公立大学との連携

当会は、「食」「農」「環境」をキーワードに、地域社会における学術・研究・人材育成等の分野において、人的・知的資源の交流・活性化促進を目的に公立大学法人大阪(大阪公立大学)と産学官連携基本協定を締結しております。

本協定に基づき、当会は、「産学連携研究支援事業」として同大学の在籍教員が行う大阪府域の農業者等に貢献する技術開発のための研究に対し、平成25年度より研究費の支援を行っています。

令和5年度の支援対象研究

病原カススイッチの攪乱によるナス青枯病の予防・治療法の開発

(農学研究科 甲斐 建次准教授/令和3年度支援開始)

本研究は、ナス科植物に急激な萎凋・枯死を引き起こす青枯病の予防・治療法の開発を目指し、青枯病菌クオラムセンシング阻害剤について研究するものです。

化学肥料の代替利用に向けた大豆ホエイの利用技術開発

(農学研究科 松村 篤講師/令和4年度支援開始)

本研究は、これまで農業資材として未利用であった大豆ホエイを地域における循環可能な有機物資源として捉え、大豆ホエイの肥料代替効果に関する基礎的知見の集積を目指すものです。

持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動

●大阪府立環境農林水産総合研究所との連携

当会は、地域社会における農業・食品・環境に関する技術開発、技術教育等を支援するとともに、新事業創出等地域の産業振興に寄与することを目的に、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と研究支援基本協定を締結し、令和2年度より研究費の支援を行っています。

研究テーマは、食・農業・環境に関連するもので、農業新技術の実用化等、具体的に農業者の役に立ち、大阪農業の振興に繋がるものを対象としています。

令和5年度の支援対象研究

■電解水を利用したイチゴの安心栽培技術の構築

(令和3年度より継続支援)

電解水を利用した病害の発生抑制だけでなく、品質面にも配慮したイチゴの安心栽培技術を構築し、イチゴの安定生産や消費者への豊かで安心な食の提供に貢献することを目指します。

■イチジク株枯病抵抗性台木「励広台1号」の普及に向けた「柵井ドーフィン」接ぎ木樹の栽培特性の把握と現地実証

(令和5年度新規支援)

土壌病害イチジク株枯病に抵抗性を持つ台木「励広台1号」の栽培特性を解明し、府内生産者への情報提供、本台木のスムーズな導入を進め、大阪のイチジク栽培は、「励広台1号」の利用がスタンダードとなることを目指します。

■マダニによる農業者の健康被害防止 -アライグマに寄生するマダニの実態解明と日本紅班熱との関係-

(令和5年度新規支援)

農地に出没するアライグマを対象に、農作業従事者に人獣共通感染症を媒介する可能性のあるマダニ寄生の有無とアライグマの人獣共通感染症の感染状況を明らかにし、府内農業者の感染対策への意識向上を目指します。

食農教育への取組み

●食農教育教材本を活用した出張授業の実施

JAバンクが全国の小学生に向けて贈呈している教材本「農業とわたしたちの暮らし」等を活用した出張授業を実施しています。

授業では、身近な野菜の特徴や産地等に関するクイズで農業への関心を高めるとともに、日本の食料自給率の現状や、地域農業の維持・発展の重要性について、府内JAと連携しながら子供たちに伝えています。



その他の取組み

●信用事業を通じた府内農業の振興

JAバンク大阪では、直売所の利用を通じて、大阪産農産物の新鮮さや美味しさを広く知っていただき、府内農業への理解を深めていただくことを目的に、JAが運営する直売所等※でのお買い物時にJAカードでお支払いいただくと、ご請求時に5%割引する施策を実施しています。

※対象店舗は、JAが運営する直売所・ファーマーズマーケットです。一部対象とならない店舗があります。詳細はJAバンクのホームページをご覧ください(<https://www.jabank.org/benri/campaign/market/>)。

●JA大阪センタービル前での夕市の開催

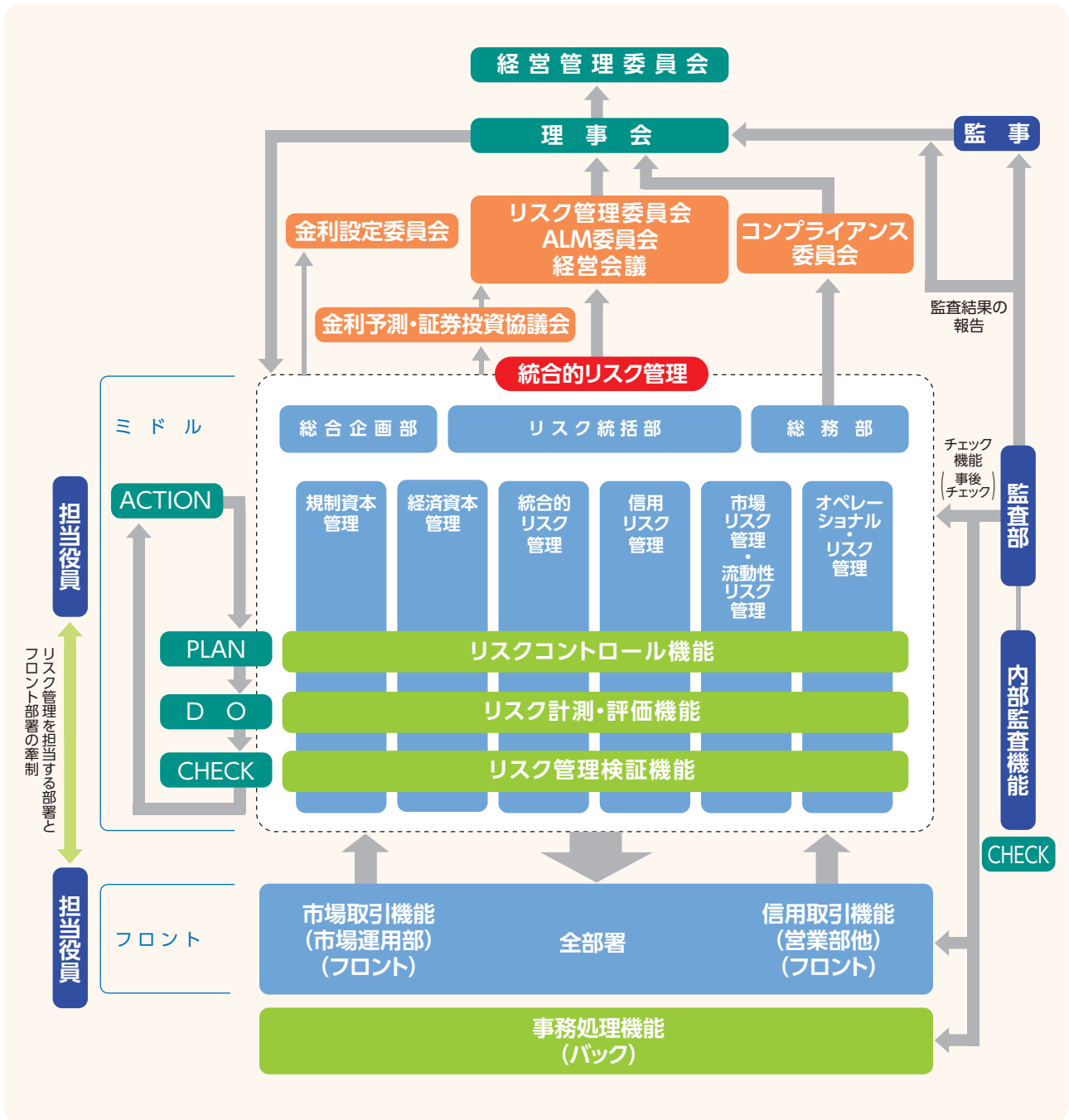
令和4年7月26日、11月24日にJA大阪センタービル前で夕市を開催し、府内で生産された新鮮な野菜・果物・花苗を販売するなど、大阪農業と農産物の普及促進に努めました。



リスク管理態勢

経営の健全性維持並びに収益性の向上に資するため、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでいます。

統合的リスクマネジメント態勢



統合的リスク管理態勢

金融・経済のグローバル化の進展、情報技術の革新等、金融機関を取り巻く環境の変化はリスクをより複雑・多様化させています。こうした環境下、当会では経営の健全性の維持並びに収益性の向上に資するため、統合的リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

リスク管理に対する考え方

リスク管理の目的は「リスクから生じる効用を増やし、損失を回避する」こと。つまりは、リスクをうまくコントロールすることにより、経営の「健全性の維持」と「収益性の向上」を同時にバランスよく達成することにあります。

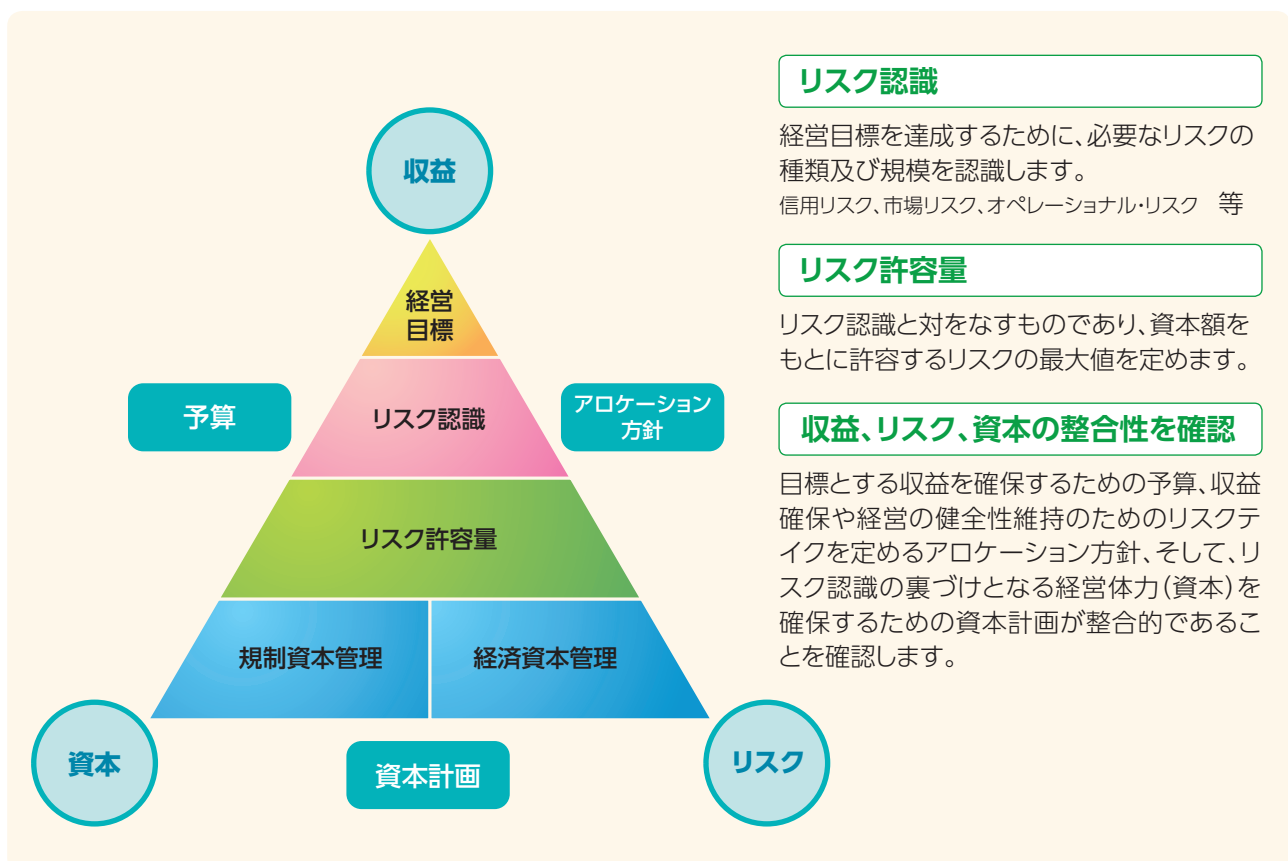
金融機関を取り巻くリスクが複雑・多様化する今日、まさにリスク管理の巧拙が経営の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

そこで、当会は、「リスクマネジメント基本方針」をはじめ、各種リスク管理方針を策定し、その中でリスク管理に関する方針・手法・体制等を定め、機能的・効果的なリスク管理に努めています。

統合的なリスク管理の取組み

当会では、業務上抱えるさまざまなリスクを計量化するとともに、自己資本を配賦原資としたリスク許容額を算出し、リスクの種類別にリスク配賦額を決定しています。

各部門は決定されたリスク配賦額の範囲内において業務運営を行い、リスク管理統括部門で一元的な管理を行うことにより、経営の健全性の維持と収益性の向上に努めています。



リスクの種類

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株価等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	<p>業務継続リスク 自然災害等による大規模な被災や大規模な障害の発生に際し、適切な対策が実施できず業務継続が困難となるリスク</p> <p>事務リスク 業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク</p> <p>システムリスク コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い当会が損失を被るリスク</p> <p>法務リスク 経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク</p> <p>人的リスク 労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題又は役職員等の不法行為により当会が使用者責任を問われる問題に起因して、当会が損失を被るリスク</p> <p>有形資産リスク 災害、犯罪又は資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損による損失を被るリスク</p> <p>情報漏洩等リスク 情報が適切に保護されず、漏洩することに伴うリスク</p> <p>系統組織の経営リスク 府内JAの経営に関連して当会が何らかの影響を受けるリスク</p> <p>風評リスク 当会の活動に関連して現実に発生したリスク事象、又はマスコミ報道、評判・風評、虚偽の風説・悪意の中傷等が契機となり、市場やご利用者の間における当会の信用(又は評判)が毀損し、当会が有形無形の損失を被るリスク</p> <p>規制・制度変更リスク 法規制、会計基準等の変更により、当会の業務遂行が困難になる、あるいは経営戦略の変更を余儀なくされるリスク</p>

各種リスク管理方針

信用リスク

当会では、「クレジットポリシー」により定められた貸出業務の行動規範を遵守し、優良貸出資産の形成に努めています。個別融資案件については、融資・審査部門で情報収集に努めるとともに、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を行っています。

また、融資ポートフォリオ管理やグループ別与信限度額管理によりリスク分散化に努めるとともに、信用リスク計測システムにより同リスクの計量化を行い、信用リスク管理を行っています。

クレジットポリシー

クレジットポリシーは、当会の与信業務の基本原則等を定めたものであり、与信業務における役職員の行動規範として位置づけています。

内部格付

内部格付は、与信先の返済能力を定量・定性分析により合理的に判定する統一的な基準です。これに伴い、適正な自己査定を実施するとともに、ポートフォリオ管理や適正金利の設定に活用しています。

市場リスク

当会では、フロントオフィス(市場部門)から独立したバックオフィス(事務処理部門)及びミドルオフィス(リスク管理部門)を設置し、相互に牽制が働く組織体制としています。

市場リスクの管理については、「VaR(バリュー・アット・リスク)」等によりリスク量を算出し、自己資本をベースに配分されたリスク限度額の管理を中心とした各限度額等管理、また、計測リスク量の適正性を検証するバックテスト等を通じ管理の精緻化に取り組んでいます。

VaR(バリュー・アット・リスク)

VaRとは、過去の価格変動からみて、一定の保有期間中に、一定の確率の範囲内において市場が不利に動いた場合に予想される最大損失額をリスク量として認識する考え方です。

流動性リスク

安定的な流動性確保のため、大口資金の動向や資金決済情報による流動性資金の残高管理を日々行うとともに、万一の事態に備え、適正な資金確保と資金調達ルート拡充に努めています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの内容は、リスクの種類に記載のとおりですが、各種オペレーショナル・リスクを一元的に管理する規程を整備し、以下のとおり適切に管理を行っています。

業務継続リスク

業務継続要領等に基づき、自然災害等による大規模な被災や大規模な障害の発生に際し、当会として優先して遂行すべき業務を継続するための態勢の構築を図る等、適切なリスク管理を行っています。また、全国のJAバンクとしての業務継続態勢の整備にも取り組んでいます。

事務リスク

役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等についてその発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の遵守並びに相互牽制機能に基づき、適切なリスク管理を行っています。

システムリスク

セキュリティポリシーにより、当会の情報資産(情報及び情報システム)を適切に保護するための安全対策に係る基本方針を明文化し、コンピュータシステムのダウン・誤作動、システムの不備等について、内部管理手続等の遵守及び相互牽制機能に基づき、トラブルの発生を未然に防止するために適切な管理を行っています。

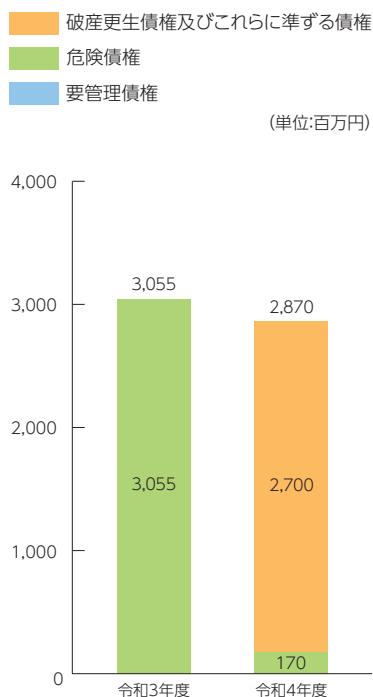
法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、規制・制度変更リスク各々については、コンプライアンス・マニュアル、セキュリティポリシー、他各種規程に基づき適切に管理を行っています。

リスク管理債権への対応

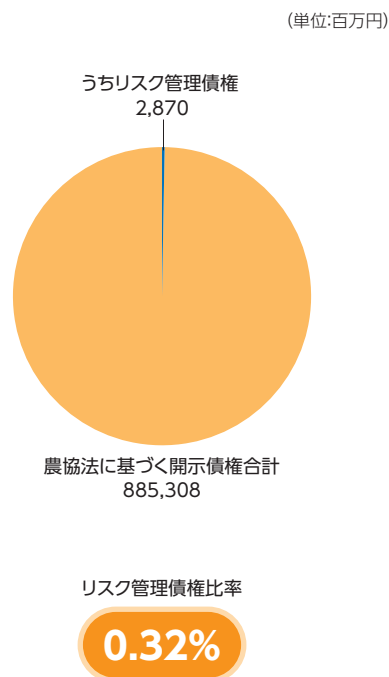
令和4年度末のリスク管理債権残高は2,870百万円(前年度末比184百万円減)となり、農協法に基づく開示債権全体に占める割合(リスク管理債権比率)は、0.32%(同0.04ポイント減)となりました。

なお、リスク管理債権については、貸倒引当金や担保・保証等により100%カバーされています。

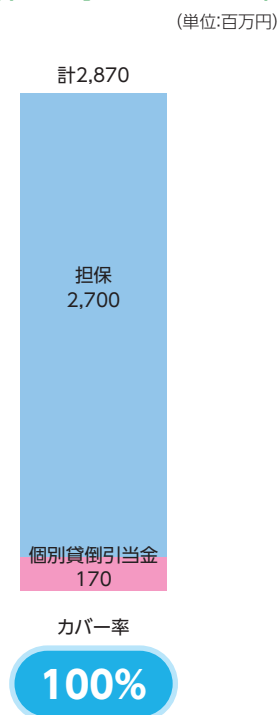
● リスク管理債権の推移



● 農協法に基づく開示債権全体に占めるリスク管理債権の割合



● 貸倒引当金等によるカバー率



内部監査体制

当会では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査部」を設置しています。内部監査において監査部では、当会の経営活動全般にわたる管理及び業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、監査結果に基づく情報の提供、改善・合理化への助言提案を通じて、当会財産の保全及び経営効率の向上に努めています。

内部監査は、内部監査計画に基づき、当会の全部署及び連結対象子会社のすべての業務を対象としており、リスクアセスメント結果を踏まえ重点項目を設定する等、被監査部署のリスクの種類・程度に応じた、効率的で実効性のある監査の実施に努めています。

監査結果は、理事長及び常任監事に報告したのち、定期的に経営管理委員会、理事会に報告しています。併せて、被監査部署における提案指導事項等の改善取り組み状況について、定期的にフォローアップを実施することで、内部監査の実効性確保に努めています。

また、監査部は、資産自己査定における査定結果の検証部署として、内部格付、自己査定、償却・引当の正確性・適切性についての検証を通じて、資産の健全性確保に努めるとともに、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」に関し、代表者確認書制度の検証体制を構築しています。

コンプライアンス

コンプライアンスとは「法令遵守」に限られるものではなく、良識ある企業として「すべきこと」は積極的に行い、「するのが適切ではないこと」は行わないとする「企業倫理(モラル)遵守」や「社会的規範(常識・マナーなども含む)遵守」等の意味も含めて、「社会的要請への適応」とする解釈が一般的になっています。当会においても日々高度化する社会的要請に適応していくため、役職員一人一人が、コンプライアンスを理解するだけでなく、積極的に行動に移すとともに、相互に助言・啓発するスタンスで臨み、経営の健全性と社会からの信頼を確保していきます。

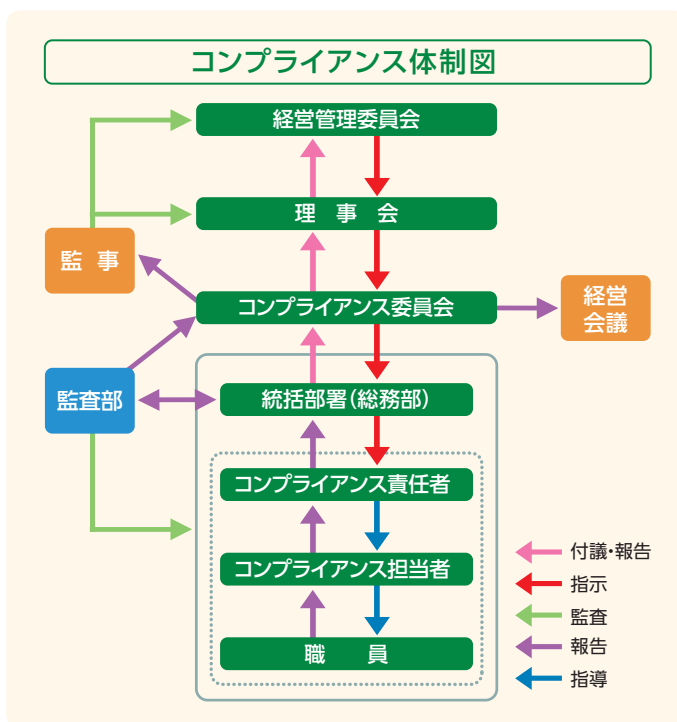
法令遵守(コンプライアンス)態勢

当会の業務運営及び役職員の行動がコンプライアンスに基づき、より具体的に実践されるよう、当会の「コンプライアンスにかかる基本方針」に則した役職員の行動規範、及び遵守すべき法令等の解説を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」並びに具体的な実践計画を明示した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員への周知徹底を図っています。

コンプライアンス活動と今後の取組み

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンスに係る意識と理解の向上を目指した全役職員への研修の実施、コンプライアンス・オフィサーの資格取得義務付けの継続並びに各部署による具体的なプログラムの実施に取り組む等、常に経営の健全性の確保に努めています。

今後もコンプライアンスは当会経営の「基盤」であるとの認識のもと、経営管理委員、理事をはじめ、すべての役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していきます。



コンプライアンスにかかる基本方針

I. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、府内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

II. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

III. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マナー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

V. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

金融ADR制度への対応

当会では、お客さまからのご相談及び苦情等の声を真摯に受け止め、迅速かつ組織的に対応するとともに、業務改善に努め、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

① ご相談・苦情等への対応

当会では、お客さまより頂いたご相談及び苦情等に適切に対応するために、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表しています。また「JAバンク相談所」(信託業務については「信託相談所」とも連携し、迅速かつ適切な対応に努めています。

ご相談・苦情等受付窓口(総務部)【電話:06-6204-6576 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】

※次の窓口においても、お取引に関するご相談・苦情等をお受けしております。

【信用事業(信託業務を除く)について】JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内)

【電話:03-6837-1359 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】

【信託業務について】信託相談所(一般社団法人信託協会内)

【電話:0120-817335(フリーダイヤル)/03-6206-3988(携帯・PHSから)月～金 午前9時～午後5時15分(金融機関の休業日を除く)】

② 紛争解決機関

【信用事業(信託業務を除く)について】

当会では、紛争解決機関として、次の外部機関(弁護士会仲裁センター等)を利用しています。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ○東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京)仲裁センター等 | ○京都弁護士会紛争解決センター |
| ○公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府) | ○兵庫県弁護士会紛争解決センター |

これらの各機関のご利用に際しては、①の窓口又はJAバンク相談所【電話:03-6837-1359 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】にお申し出ください。

なお、以下の弁護士会仲裁センター等には、お客さまより直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

名 称	電 話 番 号
東京 弁護士会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	03-3581-0031
第一東京 弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	03-3595-8588
第二東京 弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	03-3581-2249
京 都 弁 護 士 会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	075-231-2378
兵 庫 県 弁 護 士 会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	078-341-8227

また、東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容についてはJAバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

【信託業務について】

一般社団法人信託協会(あっせん委員会)(利用に際しては、以下の信託相談所にお申し出ください。)

信託相談所【電話:0120-817335(フリーダイヤル)/03-6206-3988(携帯・PHSから)

月～金 午前9時～午後5時15分(金融機関の休業日を除く)】

金融商品の勧誘方針

当会では、お客さまが安心して金融商品をご利用いただけますよう、知識と経験を持った職員を配置し、リスクの所在など重要な事項を正しくご理解いただくための各種商品に対する情報提供に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

お客さま本位の業務運営を実現するため、当会は2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

また、2021年1月に金融庁により改訂された原則に対応し、お客さまの安定的な資産形成に貢献していくため、2023年2月に当会の取組方針の見直しを実施いたしました。

●お客さまの最善の利益の追求

当会は、多様化・複雑化する金融環境において高度な専門性とお客さまに対する誠実かつ公正な職業倫理を有したうえで、お客さまの最善の利益を追求いたします。

また、府内JAにおいても、協同組合というメンバーシップの特性を活かし、対話を通じた情報の収集と分析により、個別最適なタイミングで、より最適な提案を行うという形でのコミュニケーション(マネーライフプランの提案)を行います。適時適切な提案を通じて、お客さまとのwin-winの新たな関係を築けるよう支援いたします。

●利益相反の適切な管理

当会は、「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれのある取引について適切に把握・管理してまいります。

●手数料等の明確化

当会は、お客さまがご負担される手数料・その他費用について、当該手数料等がどのようなサービス等の対価に関するものかを含め、お客さまにご理解いただけるよう情報提供に努めてまいります。

●重要な情報の分かりやすい提供

当会は、府内JAが、お客さまのご判断に資するよう、商品・サービス内容に係る手数料のほか、取引条件、リスク・リターン、お客さまの属性やニーズを踏まえた推奨理由、お客さまとの間で利益相反の可能性がある場合にはその内容等の重要な情報を適切に提供できるよう支援いたします。

●お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

当会は、府内JAが、お客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等に沿った金融商品・サービスを提案できるよう支援いたします。

なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。

●職員に対する適切な動機づけ等

当会は、職員が最適なサービスの提供を通じてお客さまの信頼に応えられるよう、職員教育・研修等を通じて経営理念を共有・促進し、お客さま本位の業務運営の実現に向けた体制が堅固なものとなるよう取り組んでまいります。

■ 個人情報保護について

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会に対する社会の信頼をより向上させるため「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」・その他の関連法令・ガイドライン等に基づき、次のとおり取組方針を制定し、個人情報の適正な取扱いに努めています。

個人情報保護方針

当会は、ご利用者の個人情報及び個人番号等(以下「個人情報等」といいます。)を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、ご利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、ご利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表又は明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者及び委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報

であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの(をいいます。))の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等並びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒541-0043

大阪府大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号

大阪府信用農業協同組合連合会 総務部

TEL 06-6204-6576

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン並びに当会で定める利益相反管理方針(以下、「方針」といいます。)に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行しています。

当会は、法令等に従い、当会の利益相反管理方針の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲

方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係るお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に

開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、方針及び方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に取り組みます。

あわせて、本基本方針を定め、これを遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、ご利用者に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【運営等】

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

【マネー・ローンダリング等の防止】

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

【反社会的勢力等との決別】

3. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。

【組織的な対応】

4. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

【外部専門機関との連携】

5. 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【有事における民事と刑事の法的対応】

6. 当会は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から断固たる態度で対応します。

【裏取引の禁止】

7. 当会は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。

【資金提供の禁止】

8. 当会は、反社会的勢力等への資金提供は、絶対に行いません。

利用者保護等管理方針

当会は、ご利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、ご利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 当会は、ご利用者に対する取引又は金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 当会は、ご利用者からのご相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、ご利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 当会は、ご利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、ご利用者情報の管理やご利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

5. 当会は、当会との取引に伴い、ご利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考1】本方針の「ご利用者」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

【備考2】本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてご利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

業務のご案内

さまざまな業務を通じて、
皆さまのニーズに真摯にお応えします。

貯金業務

当会は、府内JAがご利用者の皆さまからお預かりした貯金およそ5兆円のうち、4兆2千億円を預かっており、また地域の事業会社や個人の方にもお気軽にご利用いただいています。各種貯金、定期積金等皆さまのニーズにお応えすることができるよう商品を取り揃えています。



本所窓口

融資業務

当会は、府内JAの融資業務を補完し、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資への取組みはもとより、大阪に拠点を置く企業を中心に、広範囲な融資活動を積極的に展開し、地域経済の発展に貢献しています。

また、受託金融機関として、(株)日本政策金融公庫の農業者向け制度融資の窓口業務(代理業務)も行っております。



融資活動

有価証券運用業務

ご利用者の皆さまからお預かりした大切な資金をもとに、国債等を中心に良質なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

金融商品の高度化・複雑化が進展する中、今後も経済情勢の変化に機敏に対応しつつ、各種リスクに留意した運用を行います。



有価証券運用

信託業務

当会は、ご利用者の多様化する資産承継ニーズに応えるために、本体として信託業務を取り扱っています。

公正証書遺言の作成サポートから遺言執行までをワンストップでご提供する「遺言信託」、預貯金解約など相続後の手続きをサポートする「遺産整理業務」、ご契約者の相続後にあらかじめ指定されたお受取人さまが簡単な手続きで資金を受け取れる「遺言代用信託」といった3種類の商品をご提供しています。



信託業務

業務のご案内

金融推進業務

当会では組合員利用者本位の業務運営を徹底し、他の金融機関との差別化を図るオンリーワン戦略の実践と徹底を掲げ、府内JAと一体となった最適なサービスの提供を通じて、組合員をはじめ地域の皆さまのお役に立てるよう「地域で一番頼れる金融機関」を目指して、さまざまな取り組みを行っています。

JAバンク大阪をご利用の皆さまのお金と暮らしに関するニーズが多様化する中、研修会等を通じて、JAバンク大阪の職員が行う相談・提案活動を支援しています。JAバンク大阪の各種事業・商品案内に加え、ホームページでキャンペーン等の情報を発信するなど、皆さまの満足度向上に努めています。

また、有益な情報提供や資産承継等に関するさまざまなお悩みにお応えすべく、「JAバンク大阪 中之島倶楽部」を運営しています。同倶楽部では、今後も引き続き、会員の方々の関心が高い相続対策や不動産活用、遺言等についての各種セミナーをはじめとする会員サービスや、コンサルティング業務の充実に努めます。

信用事業指導業務

「JAバンクシステム」のもと、①組合員をはじめ、地域の皆さまのニーズに十分に答えることができる金融商品・サービスを提供し、JAの利便性を向上させること、②JAを安心してご利用いただけるようその健全性を高め、また万一の場合に備えて信頼できるセーフティネットを構築、維持すること、この2点を目的に、当会が「JAバンク大阪府本部」として、府内JAの信用事業全体のレベルアップと各JAの健全性のチェック等を行っています。

資金決済業務

当会は、府内JAの為替・決済業務本部として、全国のJAを含む各金融機関とのATMによる貯金ネットワークサービスをはじめ、振込・代金取立などの内国為替取引、給与・年金の自動受取、公共料金等の自動支払、またインターネットによる各種金融サービスの提供など多様化・高度化する決済業務に対応しています。

オンライン・電算業務

JAバンク大阪の信用事業オンラインシステムは、全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、当会並びに府内JAをご利用いただいている皆さまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスを提供しております。

また、JAバンク大阪をご利用いただいている皆さまの貯金の安全性を確保するため、偽造・盗難キャッシュカードの対策として、ICキャッシュカードの発行を行っております。

商品のご案内

主な貯金

種類	特色	期間	お預け入れ金額	
総合口座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできるたいへん便利な口座です。受取る(給与など)・支払う(公共料金など)・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上	
普通貯金	自由に出し入れができます。公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取が可能です。	出し入れ自由	1円以上	
普通貯金無利息型(決済用)	無利息の決済用貯金であり、貯金保険により、全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用利率が段階的に高くなります。(金利情勢などにより、各段階の利率が同じになる場合もございます。)お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上	
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	1週間以上	50,000円以上	
大口定期貯金	大口資金の運用に適しています。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上	
スーパー定期貯金	固定金利で金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。	1か月以上 10年以内	1円以上	
期日指定定期貯金	固定金利で、利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利定期貯金	6か月ごとに金利が変動します。	1・2・3年	1円以上	
据置定期貯金	預入期間に応じて6段階の金利を設定しています。	6か月以上 5年以内	1円以上 1,000万円未満	
定期積金	ご計画に合わせて一定期間ごとに積み立てていく積金です。	6か月以上 5年以内	1,000万円以上 1円単位	
財形貯蓄	一般財形貯金	積立額、貯蓄目的ともご自由。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しいただけます。	3年以上	1回あたり1円以上
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積み立てで、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり1円以上
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式(2か月または3か月ごとのお受取り)でお受取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり1円以上
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	
J A 教育資金贈与専用口座	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。ご利用いただける方は、直系尊属(祖父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人で、贈与による金銭の取得後2か月以内に本口座に預入いただく必要があります。原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下	
成年後見支援貯金	家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設に係る「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。	定めなし	1円以上	
成年後見支援貯金無利息型(決済用)	家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設に係る「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。無利息の決済用貯金であり、貯金保険により全額保護されます。	定めなし	1円以上	
譲渡性貯金(NCD)	大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡することができます。貯金保険の対象ではありません。	5年以内	1,000万円以上	

●定期貯金は原則として毎週月曜日に利率を見直し、店頭に表示しています。 ●詳しくは、店頭に備えつけの商品概要説明書をご覧ください。

商品のご案内

農業関連向けご融資

種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
農林漁業振興資金	当会の会員の皆さま及び農林漁業を営まれる皆さま	農林漁業に係る設備・運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	20年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。
受託貸付業務	(株)日本政策金融公庫の各種資金の受託業務をお取扱しています。				
制度融資	農業近代化資金など各種制度融資をお取扱しています。				

事業関連向けご融資

種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
事業資金	府内に住所または事務所をお持ちで、対象となる事業を営まれている一般企業の皆さま	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	必要に応じて、ご相談のうえ決定しています。
個人事業資金	府内JAの組合員の皆さま	運転資金・設備資金・その他資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	1億円以内	20年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。
賃貸住宅ローン	府内JAの組合員の皆さま	貸家・賃貸住宅の新築、増改築、賃貸住宅の購入などにお使いいただけます。	5億円以内	35年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。

個人向けご融資

種類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
住宅ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の新築・増築、宅地または住宅の購入などにご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	原則として担保・保証をいただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。

●当会規定上、ローンのご利用は大阪府内在住の方に限らせていただきます。

国債の窓口販売

種類	期間	申込単位	発行	留意事項
長期利付国債	10年	5万円	月1回	中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	固定3年	1万円	月1回	発行から1年が経過すれば中途換金できますが、直近2回分の利子相当額(税引前)×0.79685が差し引かれます。
	固定5年			
	変動10年			

●国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ●詳しくは、店頭に備えつけの商品概要説明書をご覧ください。

信託関連商品

種類	特色
遺言信託	当会が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された公正証書遺言を当会が責任をもって預かりいたします。また、相続開始時には当会が遺言執行者として執行手続を行います。(執行コースのみ)
遺産整理業務	当会の遺産整理業務は、複雑で手間のかかる相続手続について、相続人の皆さまのお手伝いをさせていただくものです。具体的には、「財産目録の作成」、「相続人の皆さままで合意された遺産分割協議書の文書化」、「各種財産の名義変更」などの手続を承ります。
金銭信託(遺言代用信託)	ご契約者さまから信託されたご資金を、相続開始時に簡単な手続で、あらかじめ指定されたお受取人さまにお支払いします。

その他の商品・サービス

種類	内容
J A ネットバンク	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からご利用貯金口座の残高や入出金明細の照会のほか、指定口座への振込・振替等のサービス及びマルチペイメントネットワークによる収納サービスもご利用いただけます。また、法人JAネットバンクを通じて、JAバンクでんさいサービスもご利用いただけます。
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込、ご送金、お取立を行っています。
J A キャッシュサービス	当社のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・JFマリンバンク・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行及びイーネットATM・ローソン銀行・セブン銀行のCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。手数料等については、次ページをご確認下さい。また、J-デビットの加盟店において、ご利用代金を精算できるデビットカードサービスをご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。
クレジットカード （JAカード）（JAカード一体型）	お買物、ご旅行、お食事などのお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただけ、JA独自の多彩な特典を備えた、安心・便利なカードです。また、使えば使うほどポイントがたまる「JAカードわいわいポイントプログラム」にて、ポイントから素敵な商品等への交換が可能です。さらに、JA直売所・ファーマーズマーケットでのお買物が5%引き、JA-SS・ホクレンSSでの給油が2円/ℓ割引、その他のJA施設でのお買物で2%ポイントアップになるなど日常使いに大変便利なサービスです。JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取扱いしております。
信託契約代理業務	農中信託銀行（株）の信託契約代理店として、土地信託・特定贈与信託・公益信託等の信託契約代理業務の取扱いをしています。なお、当会が行う信託契約代理業務は、契約締結の媒介です。
遺言信託 （遺言信託代理業務）	農中信託銀行（株）の遺言信託代理店として、遺言信託契約締結の媒介を行っております。
遺産整理業務 （遺言信託代理業務）	農中信託銀行（株）の遺言信託代理店として、遺産整理に関する委任契約締結の媒介を行っております。
コンサルティング業務	ライフプランニング、貯蓄、年金、借入、投資・運用、資産活用、相続・贈与に係る各種相談、提案、助言及び経営全般に係るコンサルティングを行います。
小規模企業共済業務	（独）中小企業基盤整備機構の代理店として、小規模企業共済をお取扱いしています。

手数料一覧

ATM手数料(当会のキャッシュカードをご利用の場合) (令和5年7月1日現在)

ご利用のATM (稼働時間 8:00~21:00)	取引内容	手数料(利用1回あたり)		
		平日 8:45~18:00	土曜 9:00~14:00	平日・土曜の その他時間帯 及び日曜・祝日
JAバンク	入出金	無料	無料	無料
JFマリンバンク	出金	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行	入出金	110円	110円	220円
E-net(イーネット) ローソン銀行 セブン銀行	入出金	110円	110円	220円
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円	110円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- その他提携銀行(MICS)のATM手数料は、ATM設置金融機関による所定の手数料となります。
- 法人のお客さまは、当会のATM以外にご利用いただけません。
- 1月2日と1月3日の手数料は、祝日と同じ手数料となります。また、12月31日の手数料は、ゆうちょ銀行と三菱UFJ銀行は曜日に応じた手数料、その他は祝日と同じ手数料となります。

JAネットバンク利用料(令和5年7月1日現在)

種 類	月額利用料
個人JAネットバンク	無料
法人JAネットバンク(振込・照会サービスのみ)	1,100円
法人JAネットバンク(振込・照会サービス + データ伝送サービス)	3,300円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 振込手数料については、P31「為替取扱手数料」をご覧ください。
- 端末(パソコン又は携帯電話)やこれに付随する関連機器、通話料、インターネット接続業者(プロバイダー)や携帯電話会社との契約料、接続料等につきましては、お客さまのご負担となります。

JAバンクでんさいサービス手数料(令和5年7月1日現在)

月額利用料:無料

※本サービスのご利用にあたっては、当会所定の審査があります。また、法人JAネットバンクのご契約が別途必要です。

種 類	手数料(取扱い1件あたり)	
	当会本支所あて・系統金融機関あて	系統以外の金融機関あて
発生記録	330円	660円
譲渡記録	330円	660円
分割(譲渡)記録	330円	660円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- でんさいは、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権です。
- サービスの詳細並びにその他のお取引手数料につきましては、当会窓口にお問い合わせください。
- 上記系統金融機関とは、JA・信連・農林中金のことです。
- 系統以外の金融機関とは、上記以外の銀行・信金・信組・労金等の金融機関のことです。

為替取扱手数料 (令和5年7月1日現在)

種 類		当会同一店舗あて	当会本支所あて・系統金融機関あて	系統以外の金融機関あて
送金手数料(1件につき)		880円	880円	880円
振込手数料(1件につき)	窓口利用		550円	880円
	ATM利用	現金	220円	660円
		キャッシュカード	無料	440円
	インターネット バンキング利用	個人	無料	220円
		法人	無料	440円
	JAデータ伝送サービス		無料	220円
自動送金サービス		無料	220円	440円
取立手数料		電子交換	1通につき 1,100円	
		個別取立	1通につき 2,200円 ただし、当会同一店舗あて・本支所あては無料とする。	
諸手数料 その他の	送金・振込の組戻料		1件につき	1,100円
	送金・振込の訂正料		1件につき	1,100円
	不渡手形返却料		1通につき	1,100円
	取立手形組戻料		1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料		1通につき	1,100円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 系統金融機関とは、JA・JFマリンバンク・信連・信漁連及び農林中金等のことです。
- 系統以外の金融機関とは、上記以外の銀行・信金・信組・労金等の金融機関のことです。
- その他の諸手数料で、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費とさせていただきます。
- ATM利用の振込については、系統以外の金融機関のカード利用時には振込手数料のほか別途ATMの利用手数料が必要です。

その他の手数料 (令和5年7月1日現在)

種 類	手数料
小切手帳発行	1冊につき 11,000円
手形帳発行	1冊につき 5,500円
小切手・手形署名判登録料	5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき 880円
残高証明書 当会の書式 定例発行	1枚につき 550円
残高証明書 当会の書式 随時発行	1枚につき 770円
残高証明書 当会の書式以外	1枚につき 2,200円
貯金通帳再発行	1冊につき 1,100円
貯金証書再発行	1通につき 1,100円
ICキャッシュカード発行	無 料
ICキャッシュカード再発行	1枚につき 1,100円
成年後見支援貯金 口座開設手数料	13,200円
成年後見支援貯金 口座維持管理手数料	13,200円(年間)

- 上記金額には消費税が含まれています。

窓口両替手数料 (令和5年7月1日現在)

	枚 数	手数料
窓口両替 金額指定の払戻し	10枚まで	660円 (当会に口座をお持ちの方は1日1回まで無料)
	11～500枚	660円
	501枚以上	1,320円 (以降500枚ごとに660円加算)

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 持込または持帰の多い方の枚数により所定の手数をいただきます。また、同一金種間(新券、汚損現金等)の交換も、両替に準じた所定の手数をいただきます。ただし、記念硬貨への交換につきましては、無料といたします。
- 金種を指定しての現金払戻し、また、新券指定の現金払戻しにつきましても、両替に準じた手数料をいただきます。なお、一部の金種を指定して払戻しされる場合、金種を指定せずに払戻しされた残金についても合計枚数に含みます。
- 窓口で通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。

窓口硬貨入金整理手数料 (令和5年7月1日現在)

枚 数	手数料
100枚まで	660円 (1日1回まで無料)
101～500枚	660円
501枚以上	1,320円 (以降500枚ごとに660円加算)

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 窓口でのお口座へのご入金の際に、算定する硬貨の枚数によって所定の手数をいただきます。算定に対する手数料のため、算定後に入金を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、所定の手数をいただきます。なお、手数料はご入金する硬貨とは別にご用意ください。

コンサルティング業務手数料 (令和5年7月1日現在)

種 類	手数料
単発型(提案書作成、1通)	110,000円
継続型(月額)	33,000円

- 上記金額には消費税が含まれています。

資料編

Contents

◆ 貸借対照表	33
◆ 損益計算書	34
◆ 剰余金処分計算書	35
◆ 注記表	36
◆ 損益の状況と諸指標	48
◆ 貯金の状況	49
◆ 貸出金の状況	50
◆ 農協法に基づく開示債権等の状況	53
◆ 有価証券の状況	54
◆ 時価情報等	55
◆ 信託業務の状況	57
◆ 自己資本の充実の状況(単体)	58
◆ グループの概況	73
◆ 連結情報	74
◆ 自己資本の充実の状況(連結)	92
◆ 役員等の報酬体系	104
◆ 組織・機構図・店舗一覧	105
◆ 沿革・あゆみ	106
◆ 財務諸表の適正性等に係る確認・会計 監査人の監査を受けている旨	107
◆ 法定開示項目 索引	108

貸借対照表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	4,228	3,492	貯当座貯金	4,340,552	4,354,317
預け金	2,736,071	2,742,701	普通貯金	22,657	29,985
系統預け金	2,736,034	2,742,662	貯蓄貯金	7,071	9,828
系統外預け金	37	39	通知貯金	15	27
買入金銭債権	12,151	6,452	別段貯金	100	100
金銭の信託	78,894	103,534	定期貯金	272	159
有価証券	1,178,252	1,032,367	定期積金	4,310,396	4,314,177
国債	374,082	358,203	譲渡性貯金	39	38
地方債	1,093	992	債券貸借取引受入担保金	165,100	136,800
社債	10,410	16,660	借入金	116,249	119,337
外国証券	413,839	366,369	その他負債	41,300	33,800
株式	18,855	12,313	貸付留保金	42,852	36,402
受益証券	359,970	277,827	未払法人税等	175	205
貸出金	838,489	884,751	貯金利子諸税その他	447	561
手形貸付	1,381	976	従業員預り金	29	30
証書貸付	647,216	680,770	金融派生商品	765	762
当座貸越	24,285	25,473	金融商品等受入担保金	16,163	8,855
金融機関貸付	165,559	177,460	仮受金	1,289	2,095
割引手形	46	69	リース債務	6	8
その他資産	9,711	12,079	その他の負債	272	208
従業員貸付金	46	41	未払費用	221	197
差入保証金	27	26	前受収益	23,455	23,452
金融派生商品	3,417	4,434	未決済為替借	15	14
仮払金	143	261	諸引当金	8	10
その他の資産	1,796	2,558	相互援助積立金	14,830	15,257
未収収益	4,260	4,737	賞与引当金	12,217	12,627
前払費用	10	11	退職給付引当金	200	210
未決済為替貸	8	8	役員退職慰勞引当金	2,069	2,093
有形固定資産	7,923	7,714	特例業務負担金引当金	112	126
建物	3,102	3,002	繰延税金負債	230	198
土地	4,385	4,385	債務保証	17,372	3,426
リース資産	215	158	負債の部合計	131	130
その他の有形固定資産	220	167	(純資産の部)	4,738,389	4,699,471
無形固定資産	53	69	出資金	140,690	140,690
ソフトウェア	5	28	(うち後配出資金)	(87,270)	(87,270)
リース資産	45	39	再評価積立金	0	0
その他の無形固定資産	1	1	利益剰余金	128,843	131,126
外部出資	192,417	192,420	利益準備金	56,100	58,200
系統出資	188,388	188,388	その他利益剰余金	72,743	72,926
系統外出資	3,765	3,768	経営基盤安定化積立金	25,800	26,850
子会社等出資	263	263	特別積立金	27,100	28,150
債務保証見返	131	130	当期末処分剰余金	19,843	17,926
貸倒引当金	△ 2,798	△ 2,857	(うち当期剰余金)	(10,440)	(7,283)
			会員資本合計	269,533	271,816
			その他有価証券評価差額金	57,339	16,000
			繰延ヘッジ損益	△ 9,735	△ 4,432
			評価・換算差額等合計	47,603	11,568
			純資産の部合計	317,137	283,385
資産の部合計	5,055,526	4,982,856	負債及び純資産の部合計	5,055,526	4,982,856

損益計算書

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	46,037	57,315
資金運用収益	32,206	33,563
貸出金利	4,796	4,921
預け金利息	65	54
有価証券利息配当金	11,503	14,683
コールローン利息	—	0
その他受入利息	15,842	13,903
(うち受取奨励金)	(13,684)	(12,481)
(うち受取特別配当金)	(2,119)	(1,380)
役務取引等収益	34	47
受入為替手数料	6	8
その他の受入手数料	21	32
その他の役務取引等収益	6	6
その他事業収益	7,938	14,698
外国為替売買益	293	—
外国債等債券売却益	4,927	11,981
受取出資配当金	2,717	2,717
その他経常収益	5,857	9,005
貸倒引当金戻入益	3,215	—
株式等売却益	789	6,858
金銭の信託運用益	1,643	1,934
その他の経常収益	208	212
経常費用	34,362	48,530
資金調達費用	23,851	23,860
貯金利息	120	94
譲渡性貯金利息	13	17
債券借取引支払利息	8	6
リースワップ支払利息	529	583
その他支払利息	23,180	23,159
(うち支払奨励金)	(23,165)	(23,145)
役務取引等費用	171	266
支払為替手数料	2	1
その他の支払手数料	168	264
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	4,891	18,554
支払助成金	1	0
外国為替売買損	—	3,003
外国債等債券売却損	4,846	15,184
国債等債券償還	—	365
金融派生商品費用	43	—
経常費用	4,769	4,865
人物件	2,057	2,153
税	2,461	2,512
その他経常費用	250	198
貸倒引当金繰入額	678	983
相互援助積立金繰入額	—	59
株式等売却損	408	409
金銭の信託運用損	94	—
その他の経常費用	117	502
その他経常費用	57	12
経常利益	11,674	8,785
特別損失	10	0
固定資産処分	10	0
税引前当期利益	11,664	8,785
法人税、住民税及び事業税	1,214	1,529
法人税等調整額	9	△ 28
法人税等合計	1,223	1,501
当期繰上	10,440	7,283
当期首繰越	9,402	10,643
当期未処分	19,843	17,926

剰余金処分計算書

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	19,843	17,926
剰 余 金 処 分 額	9,200	7,523
利 益 準 備 金	2,100	1,500
任 意 積 立 金	2,100	1,500
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	1,050	750
特 別 積 立 金	1,050	750
出 資 配 当 金	2,475	2,475
(普 通 出 資 配 当 率)	(3%)	(3%)
(後 配 出 資 配 当 率)	(1%)	(1%)
事 業 分 量 配 当 金	2,524	2,047
次 期 繰 越 剰 余 金	10,643	10,402

●事業分量配当金の分配の基準

令和3年度	年間貯金利用高に対し	0.058%
	うち普通	0.046%
	うち特別	0.012%

令和4年度	年間貯金利用高に対し	0.047%
	うち普通	0.042%
	うち特別	0.005%

●任意積立金のうち経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

- (1)積立目的
府内信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てるものとします。
- (2)積立目標額
特別積立金の残高に達するまでの額。
- (3)取崩基準
総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとします。

注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・ 売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
- ・ 子会社・子法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・ その他有価証券

時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

- ・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
 (5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 3年～30年 |

- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
 (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
 (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属

する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払に備えるため、当年度末の要支給見込額を計上しています。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式を売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、従来、消費税等の会計処理は税込方式を採用していましたが税抜方式に変更しています。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当年度の計算書類へ与える影響は軽微です。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
 これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,798百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関

- する理解に資する情報
- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1(9)①貸倒引当金」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
①当年度に係る計算書類に計上した額
「6(2)①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。
②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。
- 4 貸借対照表に関する事項
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,566百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 116,012百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 116,249百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券16,773百万円を差入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計32,915百万円含まれています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は1,340百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 — 百万円
危険債権額 3,055百万円
三月以上延滞債権額 — 百万円
貸出条件緩和債権額 — 百万円
合計額 3,055百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当し

ないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一としています。(令和4年3月31日施行)

- (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は46百万円です。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、117,579百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金48,314百万円が含まれています。
- 5 損益計算書に関する事項
- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 69百万円 |
| うち事業取引高 | 69百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 815百万円 |
| うち事業取引高 | 809百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 5百万円 |

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に

注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で47,123百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,736,071	2,736,094	22
買入金銭債権			
満期保有目的	8,150	8,101	△ 49
有価証券に該当しないもの	4,001	4,001	0
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	15,874	15,874	—
その他の金銭の信託	63,020	63,020	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	73,062	72,325	△ 736
その他の有価証券	1,105,189	1,105,189	—
貸 出 金	838,489		
貸倒引当金	△ 2,796		
貸倒引当金控除後	835,693	842,137	6,444
資 産 計	4,841,063	4,846,744	5,681
貯 金	4,505,652	4,505,692	39
借 用 金	41,300	41,255	△ 44
負 債 計	4,546,952	4,546,948	△ 4
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,623)	(4,623)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,122)	(8,122)	—
デリバティブ取引計	(12,745)	(12,745)	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金165,100百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係は、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(改正実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 192,417百万円

(脚注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,736,071	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	1,401	1,136	889	504	485	3,733
有価証券に該当しないもの	4,000	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	81	81	81	81	81	72,657
その他有価証券のうち満期があるもの	6,124	15,516	25,928	71,332	61,755	761,201
貸 出 金	110,746	104,296	115,275	115,443	71,893	317,722
合 計	2,858,425	121,030	142,174	187,361	134,216	1,155,314

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越24,285百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,055百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,340,312	206	30	3	0	—
譲渡性貯金	165,100	—	—	—	—	—
借 用 金	9,200	10,000	12,700	9,400	—	—
合 計	4,514,612	10,206	12,730	9,403	0	—

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	4,895	4,900	4
	その他	1,980	1,980	0
	小 計	6,875	6,880	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	68,167	67,425	△ 741
	その他	6,170	6,120	△ 49
	小 計	74,337	73,546	△ 791
合 計		81,212	80,426	△ 785

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	16,971	6,606	10,364
	債 券	478,537	437,201	41,336
	国 債	145,734	133,140	12,594
	社 債	5,885	5,818	67
	外国証券	326,917	298,243	28,674
	受益証券	207,634	164,108	43,526
	小 計	703,143	607,916	95,227
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,884	2,220	△ 336
	債 券	247,825	253,594	△ 5,768
	国 債	228,347	233,921	△ 5,574
	地 方 債	1,093	1,100	△ 6
	社 債	4,525	4,577	△ 52
	外国証券	13,859	13,994	△ 135
	受益証券	152,335	162,299	△ 9,963
	小 計	402,045	418,114	△ 16,068
合 計		1,105,189	1,026,030	79,158

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 22,036 百万円を差し引いた金額 57,121 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	2,047	789	94
債 券	454,856	4,927	4,846
合 計	456,903	5,717	4,941

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 15,874百万円

当期の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,020	62,719	301	1,850	1,549

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金負債84百万円を差し引いた金額217百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a	退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
	期首における退職給付引当金	1,970百万円
	退職給付費用	153百万円
	退職給付の支払額	△54百万円
	期末における退職給付引当金	2,069百万円
b	退職給付に関連する損益	
	簡便法で計算した退職給付費用	153百万円

(2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21百万円となっています。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は230百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	50百万円
賞与引当金超過額	55百万円
退職給付引当金超過額	577百万円
相互援助積立金超過額	3,406百万円
有価証券有税償却額	5百万円
未払事業税	79百万円
繰延ヘッジ損益	3,727百万円
その他	587百万円
繰延税金資産小計	8,489百万円
評価性引当額	△3,741百万円
繰延税金資産合計(A)	4,748百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22,120百万円
繰延税金負債合計(B)	△22,120百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△17,372百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△6.03%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.86%
評価性引当額の増減	△7.44%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.49%

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・ 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 満期保有目的の債券 定額法による償却原価法
- ・ 子会社・子法人等株式 原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 及び関連法人等株式 原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・ その他有価証券 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 また、主な耐用年数は次のとおりです。
 建 物 15年~50年
 その他 3年~30年
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払に備えるため、当年度末の要支給見込額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,857百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1(9)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6(2)①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。
② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
b 主要な仮定
主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。
- 4 貸借対照表に関する事項
(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,568百万円です。
(2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 119,763百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 119,337百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券3,194百万円を差し入れています。
(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計27,843百万円含まれています。
(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は1,569百万円です。
(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,700百万円
危険債権額 170百万円
三月以上延滞債権額 ー 百万円
貸出条件緩和債権額 ー 百万円
合計額 2,870百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取

決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は69百万円です。
(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、122,202百万円です。
(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金48,314百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 69百万円 |
| うち事業取引高 | 69百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 724百万円 |
| うち事業取引高 | 724百万円 |

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

- また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
 リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。
- (b) 為替リスクの管理
 為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- (c) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に則り行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- (d) デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。
- (e) 市場リスクに係る定量的情報
 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。
 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で62,875百万円です。
 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
 流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,742,701	2,742,442	△ 258
買入金銭債権			
満期保有目的	6,452	6,316	△ 136
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	25,591	25,591	—
その他の金銭の信託	77,943	77,943	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	105,794	103,578	△ 2,216
その他有価証券	926,572	926,572	—
貸 出 金	884,751		
貸倒引当金	△ 2,855		
貸倒引当金控除後	881,895	880,722	△ 1,173
資 産 計	4,766,951	4,763,166	△ 3,785
貯 金	4,491,117	4,490,827	△ 290
借 用 金	33,800	33,734	△ 65
負 債 計	4,524,917	4,524,561	△ 355
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,436)	(3,436)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(984)	(984)	—
デリバティブ取引計	(4,420)	(4,420)	—

- (脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金136,800百万円を含めています。
 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。
 4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、[LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い](実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 192,420百万円

(脚注)外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,712,701	30,000	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	1,110	823	622	541	454	2,900
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	81	81	1,416	81	81	107,104
その他有価証券のうち満期があるもの	200	6,937	37,599	40,292	81,582	689,408
貸 出 金	132,460	117,840	122,357	82,268	67,344	359,563
合 計	2,846,553	155,682	161,995	123,184	149,463	1,158,976

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越25,473百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,870百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,354,274	27	14	0	—	—
譲渡性貯金	136,800	—	—	—	—	—
借 用 金	10,000	12,700	9,400	1,700	—	—
合 計	4,501,074	12,727	9,414	1,700	—	—

(脚注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	105,794	103,578	△ 2,216
	その他	6,452	6,316	△ 136
	小 計	112,247	109,894	△ 2,352
合 計		112,247	109,894	△ 2,352

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	10,632	4,947	5,684
	債 券	294,961	274,011	20,950
	国 債	140,939	133,033	7,906
	社 債	2,315	2,300	15
	外国証券	151,706	138,677	13,028
	受益証券	138,197	109,435	28,761
	小 計	443,791	388,394	55,396
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,681	1,971	△ 290
	債 券	341,469	361,560	△ 20,091
	国 債	217,263	233,690	△ 16,426
	地 方 債	992	1,000	△ 7
	社 債	14,345	14,795	△ 450
	外国証券	108,868	112,074	△ 3,206
	受益証券	139,630	152,189	△ 12,559
	小 計	482,780	515,722	△ 32,941
合 計		926,572	904,116	22,455

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 6,171 百万円を差し引いた金額 16,284 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	7,378	3,420	—
債 券	307,382	11,981	15,184
合 計	314,760	15,401	15,184

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ①運用目的の金銭の信託
 貸借対照表計上額 25,591百万円
 当期の損益に含まれた評価差額 ー 百万円
- ②満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	77,943	78,336	△ 392	3,194	3,586

- (脚注) 1.上記差額に繰延税金資産109百万円を加えた金額△283百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,069百万円
退職給付費用	156百万円
退職給付の支払額	△132百万円
期末における退職給付引当金	2,093百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	156百万円
----------------	--------

- (2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっています。

また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は198百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	41百万円
賞与引当金超過額	58百万円
退職給付引当金超過額	583百万円
相互援助積立金超過額	3,520百万円
有価証券有税償却額	6百万円
未払事業税	100百万円
繰延ヘッジ損益	1,586百万円
その他	588百万円
繰延税金資産小計	6,487百万円
評価性引当額	△3,852百万円
繰延税金資産合計(A)	2,635百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,061百万円
繰延税金負債合計(B)	△6,061百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△3,426百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△6.49%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.33%
評価性引当額の増減	1.25%
その他	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.09%

損益の状況と諸指標

利益総括表

(単位: 百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	8,727	10,169	1,441
役務取引等収支	△ 137	△ 218	△ 81
その他事業収支	3,046	△ 3,855	△ 6,902
事業粗利益	11,637	6,094	△ 5,542
(事業粗利益率)	(0.24)	(0.13)	(△ 0.11)

- 脚注
1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位: 百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
事業純益	6,761	1,136	△ 5,625
実質事業純益	6,868	1,229	△ 5,638
コア事業純益	6,787	4,432	△ 2,354
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	9,600	8,944	△ 656

- 脚注
1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	4,656,843	32,206	0.69	4,675,239	33,563	0.71
うち預け金	2,840,543	15,868	0.55	2,742,488	13,916	0.50
うち有価証券	1,001,415	11,503	1.14	1,063,448	14,683	1.38
うち貸出金	805,126	4,796	0.59	860,792	4,921	0.57
資金調達勘定	4,571,639	23,479	0.51	4,605,695	23,394	0.50
うち貯金・定積	4,398,254	23,286	0.52	4,435,636	23,239	0.52
うち譲渡性貯金	122,108	13	0.01	160,204	17	0.01
うち借入金	41,153	-	-	37,837	-	-
総資金利鞘	-	-	0.07	-	-	0.11

- 脚注
1. 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率
資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100
 2. 預け金の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 貯金・定積の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

損益の状況と諸指標/貯金の状況

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	1,253	1,356
うち貸出金	△ 151	125
うち有価証券	1,142	3,180
うちコールローン	△ 0	0
うち預け金	262	△ 1,952
支払利息	△ 565	△ 84
うち貯金・定積	△ 530	△ 47
うち譲渡性貯金	△ 6	4
差引	1,819	1,441

- 脚注
1. 増減額は前年度対比です。
 2. 預け金には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 貯金・定積には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

科目別貯金残高

【年度末残高】

(単位:百万円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	(%)	金額	(%)	
流動性貯金	30,117	(0.6)	40,101	(0.8)	9,983
定期性貯金	4,310,435	(95.6)	4,314,216	(96.0)	3,780
計	4,340,552	(96.3)	4,354,317	(96.9)	13,764
譲渡性貯金	165,100	(3.6)	136,800	(3.0)	△ 28,300
合計	4,505,652	(100.0)	4,491,117	(100.0)	△ 14,535

【平均残高】

(単位:百万円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	(%)	金額	(%)	
流動性貯金	31,998	(0.7)	34,040	(0.7)	2,041
定期性貯金	4,366,256	(96.5)	4,401,595	(95.7)	35,339
計	4,398,254	(97.2)	4,435,636	(96.5)	37,381
譲渡性貯金	122,108	(2.7)	160,204	(3.4)	38,096
合計	4,520,362	(100.0)	4,595,840	(100.0)	75,477

- 脚注
1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金+納税準備貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	金額	(%)	金額	(%)	
定期貯金	4,310,396	(100.0)	4,314,177	(100.0)	3,780
うち固定金利定期	4,310,396	(99.9)	4,314,177	(99.9)	3,780
うち変動金利定期	0	(0.0)	0	(0.0)	-

- 脚注
1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貸出金の状況

科目別貸出金残高

【年度末残高】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	1,381	976	△ 404
証 書 貸 付	812,775	858,231	45,455
当 座 貸 越	24,285	25,473	1,187
割 引 手 形	46	69	22
合 計	838,489	884,751	46,261

【平均残高】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	1,299	1,426	126
証 書 貸 付	778,341	832,187	53,845
当 座 貸 越	25,422	27,124	1,702
割 引 手 形	63	54	△ 8
合 計	805,126	860,792	55,665

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
固 定 金 利 貸 出	506,018	(60.3)	509,048	(57.5)	3,030
変 動 金 利 貸 出	332,471	(39.6)	375,702	(42.4)	43,230
合 計	838,489	(100.0)	884,751	(100.0)	46,261

脚注 ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	504	5	△ 499
有 価 証 券	120	120	—
動 産	—	—	—
不 動 産	7,879	9,061	1,182
そ の 他 担 保 物	17,687	13,487	△ 4,200
計	26,191	22,674	△ 3,516
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	56	41	△ 14
そ の 他 保 証	13,443	13,311	△ 131
計	13,499	13,353	△ 146
信 用	798,799	848,723	49,924
合 計	838,489	884,751	46,261

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	58	58	△ 0
そ の 他 担 保 物	68	66	△ 1
計	127	125	△ 2
信 用	4	5	1
合 計	131	130	△ 0

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
設 備 資 金	2,897	(0.3)	3,742	(0.4)	845
運 転 資 金	835,592	(99.6)	881,008	(99.5)	45,416
合 計	838,489	(100.0)	884,751	(100.0)	46,261

脚注 ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
製 造 業	106,066	(12.6)	103,850	(11.7)	△ 2,216
農 業	21	(0.0)	18	(0.0)	△ 3
林 業	-	-	-	-	-
漁 業	1,100	(0.1)	1,100	(0.1)	-
鉱 業	300	(0.0)	-	-	△ 300
建 設 業	6,756	(0.8)	8,004	(0.9)	1,248
電気・ガス・熱供給・水道業	10,330	(1.2)	11,300	(1.2)	970
情 報 通 信 業	7,096	(0.8)	4,127	(0.4)	△ 2,968
運 輸 業	34,288	(4.0)	32,806	(3.7)	△ 1,481
卸 売 ・ 小 売 業	100,784	(12.0)	106,352	(12.0)	5,567
金 融 ・ 保 険 業	288,443	(34.4)	304,980	(34.4)	16,537
不 動 産 業	111,677	(13.3)	129,753	(14.6)	18,075
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	357	(0.0)	1,601	(0.1)	1,244
サ ー ビ ス 業	166,476	(19.8)	176,469	(19.9)	9,993
地 方 公 共 団 体	4,775	(0.5)	4,375	(0.4)	△ 400
そ の 他	15	(0.0)	10	(0.0)	△ 4
合 計	838,489	(100.0)	884,751	(100.0)	46,261

脚注 1. 不動産業(個人事業主)向け貸出金は不動産業に含めています。
2. ()内は構成比です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,486	2,593	-	2,486	2,593	2,593	2,686	-	2,593	2,686
個別貸倒引当金	3,722	205	195	3,526	205	205	170	-	205	170
合 計	6,208	2,798	195	6,013	2,798	2,798	2,857	-	2,798	2,857

脚注 期中減少額(その他)は、全額洗替額です。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

脚注 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を計上していた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残高を表示しています。

貸出金の状況

主要な農業関係の貸出金残高

<営農類型別>

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農 業	21	18	△ 3
耕 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	21	18	△ 3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	1,098	1,031	△ 66
合 計	1,119	1,049	△ 69

- 脚注**
1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、P51の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

<資金種類別>

○貸出金

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	1,119	1,049	△ 69
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
合 計	1,119	1,049	△ 69

- 脚注**
1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

○受託貸付金

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	1,012	1,119	107

- 脚注** 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)に係る資金をいいます。

農協法に基づく開示債権等の状況

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	2,700	2,700	－	－	2,700
危険債権	令和3年度	3,055	2,850	－	205	3,055
	令和4年度	170	－	－	170	170
要管理債権	令和3年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和3年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和3年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
小計	令和3年度	3,055	2,850	－	205	3,055
	令和4年度	2,870	2,700	－	170	2,870
正常債権	令和3年度	835,959				
	令和4年度	882,437				
合計	令和3年度	839,014				
	令和4年度	885,308				

- 脚注
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
 - 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
 - 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
 - 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く)
 - 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当するものを除く)
 - 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

有価証券の状況

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度								
国 債	-	-	-	-	-	374,082	-	374,082
地 方 債	199	398	495	-	-	-	-	1,093
社 債	-	-	3,439	910	6,060	-	-	10,410
外 国 証 券	2,757	18,989	87,639	85,792	124,386	94,275	-	413,839
株 式	-	-	-	-	-	-	18,855	18,855
その他の証券	4,251	25,076	56,225	43,434	95,924	26,773	108,284	359,970
合 計	7,208	44,464	147,799	130,137	226,371	495,130	127,139	1,178,252
令和4年度								
国 債	-	-	-	-	-	358,203	-	358,203
地 方 債	199	496	295	-	-	-	-	992
社 債	-	2,606	6,071	1,383	6,599	-	-	16,660
外 国 証 券	35	19,512	88,051	72,758	92,309	93,702	-	366,369
株 式	-	-	-	-	-	-	12,313	12,313
その他の証券	-	23,038	26,763	60,557	60,626	14,235	92,605	277,827
合 計	235	45,655	121,181	134,699	159,535	466,140	104,919	1,032,367

脚注 有価証券残高のうち、保有目的区分「その他有価証券」については、期末の時価を適用しています。

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	330,276	387,501	57,224
地 方 債	7,692	1,045	△ 6,646
社 債	8,423	14,042	5,618
外 国 証 券	332,455	364,522	32,066
株 式	8,797	8,154	△ 642
そ の 他 の 証 券	313,770	288,181	△ 25,588
合 計	1,001,415	1,063,448	62,032

時価情報等

有価証券の時価情報

○売買目的有価証券

該当する取引はありません。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	4,895	4,900	4	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	68,167	67,425	△ 741	105,794	103,578	△ 2,216
合 計		73,062	72,325	△ 736	105,794	103,578	△ 2,216

○その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	16,971	6,606	10,364	10,632	4,947	5,684
	債 券	478,537	437,201	41,336	294,961	274,011	20,950
	国 債	145,734	133,140	12,594	140,939	133,033	7,906
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	5,885	5,818	67	2,315	2,300	15
	外国証券	326,917	298,243	28,674	151,706	138,677	13,028
	受益証券	207,634	164,108	43,526	138,197	109,435	28,761
小 計	703,143	607,916	95,227	443,791	388,394	55,396	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,884	2,220	△ 336	1,681	1,971	△ 290
	債 券	247,825	253,594	△ 5,768	341,469	361,560	△ 20,091
	国 債	228,347	233,921	△ 5,574	217,263	233,690	△ 16,426
	地 方 債	1,093	1,100	△ 6	992	1,000	△ 7
	社 債	4,525	4,577	△ 52	14,345	14,795	△ 450
	外国証券	13,859	13,994	△ 135	108,868	112,074	△ 3,206
	受益証券	152,335	162,299	△ 9,963	139,630	152,189	△ 12,559
小 計	402,045	418,114	△ 16,068	482,780	515,722	△ 32,941	
合 計	1,105,189	1,026,030	79,158	926,572	904,116	22,455	

- 【脚注】
1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

○運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	15,874	-	25,591	-

○満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

○その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,020	62,719	301	1,850	△ 1,549	77,943	78,336	△ 392	3,194	△ 3,586

- 【脚注】
1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。
 6. 満期保有目的の金銭の信託の「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。
 7. その他の金銭の信託の「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

時価情報等

デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

○金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動支払固定	52,200	2,392	2,392	52,200	3,955	3,955
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
合 計			52,200	2,392	2,392	52,200	3,955	3,955

脚注 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

○通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	通貨オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ		14,021	△ 1,919	△ 1,919	14,021	△ 2,226	△ 2,226
	為替予約	売建	220,306	234,476	△ 14,169	211,471	217,621	△ 6,149
		買建	-	-	-	-	-	-
	為替オプション	売建	-	-	-	-	-	-
買建		-	-	-	-	-	-	
合 計			234,328	232,557	△ 16,088	225,493	215,395	△ 8,375

脚注 上記取引は一部ヘッジ会計が適用されています。

○株式関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	株価指数先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	株式指数オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	株式先渡取引	売建	6,057	5,107	950	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
合 計			6,057	5,107	950	-	-	-

脚注 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

○債券関連取引

該当する取引はありません。

信託業務の状況

○信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産			負 債		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
固有勘定貸	1	-	指定金銭信託	1	-
合 計	1	-	合 計	1	-

○金銭信託等の年度末受託残高(金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託)

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
金銭信託	1	-
年金信託	-	-
財産形成給付信託	-	-
貸付信託	-	-
合 計	1	-

○元本補てん契約のある信託の種類別の年度末受託残高

【金銭信託】

(単位：百万円)

資 産			負 債		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
固有勘定貸	1	-	元 本	1	-
			そ の 他	0	-
合 計	1	-	合 計	1	-

○信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高

【金銭信託】

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
1年未満	-	-
1年以上2年未満	-	-
2年以上5年未満	-	-
5年以上	1	-
その他	-	-
合 計	1	-

【貸付信託】

貸付信託の取扱残高はありません。

○金銭の信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの年度末運用残高

貸出金及び有価証券による運用はありません。

- 脚注 1. 当会では貸出金による運用を行っていないため、科目別、貸出期間別、担保種類別、用途別、業種別及び中小企業等に対する貸出にかかる開示を省略しています。
2. 当会では有価証券による運用を行っていないため、種類別の開示を省略しています。

経営諸指標/自己資本の充実の状況(単体)

貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯 貸 率	期 末	18.6	19.7	1.1
	期 中 平 均	17.8	18.7	0.9
貯 証 率	期 末	26.1	22.9	△ 3.2
	期 中 平 均	22.1	23.1	1.0

脚注 1. 貯貸率=貸出金/(貯金+譲渡性貯金)
2. 貯証率=有価証券/(貯金+譲渡性貯金)

利益率

(単位:%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.23	0.17	△ 0.06
純 資 産 経 常 利 益 率	4.37	3.36	△ 1.01
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.21	0.14	△ 0.07
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.91	2.79	△ 1.12

脚注 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた結果、当会の令和5年3月末における自己資本比率は、14.50%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	534億円(前年度534億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	872億円(前年度872億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の充実の状況(単体)

【自己資本の構成】

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	264,533	267,293
うち、出資金及び資本準備金の額	140,690	140,690
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	128,843	131,126
うち、外部流出予定額(△)	5,000	4,523
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,811	15,314
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,811	15,314
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	279,344	282,607
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	38	50
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	38	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	38	50
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	279,306	282,557
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,925,876	1,926,995
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,915	21,025

自己資本の充実の状況(単体)

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,949,791	1,948,021
自己資本比率		
自己資本比率((八) / (二))	14.32%	14.50%

- 脚注**
1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

【自己資本の充実度に関する事項】

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	4,228	-	-	3,492	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	367,575	-	-	367,226	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	233,279	-	-	178,811	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,876	-	-	15,923	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,254	450	18	9,398	1,879	75
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	300	30	1	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	9,401	940	37	9,401	940	37
地方三公社向け	821	153	6	761	142	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,921,593	569,750	22,790	2,925,638	573,401	22,936
法人等向け	810,162	396,444	15,857	836,672	376,011	15,040
中小企業等向け及び個人向け	27	17	0	13	6	0
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	2,700	4,050	162
取立未済手形	8	1	0	8	1	0
信用保証協会等による保証付	56	5	0	41	4	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	12,969	12,969	518	11,064	11,064	442
（うち出資等のエクスポージャー）	12,969	12,969	518	11,064	11,064	442
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	248,943	607,616	24,304	249,802	608,935	24,357
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	235,443	588,609	23,544	235,443	588,609	23,544
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	3,673	9,183	367	3,980	9,950	398
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,826	9,824	392	10,378	10,375	415
証券化	105,885	21,138	845	137,406	27,443	1,097
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	105,885	21,138	845	137,406	27,443	1,097
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	431,402	313,680	12,547	387,398	320,623	12,824
(うちルックスルー方式)	431,402	313,680	12,547	387,398	320,623	12,824
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	5,154,787	1,923,199	76,927	5,136,063	1,924,534	76,981
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	2,676	107	-	2,461	98
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	5,154,787	1,925,876	77,035	5,136,063	1,926,995	77,079
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	23,915	956	21,025	841		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	1,949,791	77,991	1,948,021	77,920		

- 脚注
- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 - 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
 (粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況(単体)

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、信用リスクマネジメント方針を定めて適切に管理しています。

信用リスク取引に係る経営戦略に基づく基本方針等は、経営会議、理事会において協議・検討を行い、経営管理委員会で決定しています。

また、経営層によって構成されるALM委員会及びリスク管理委員会において、当会全体の信用リスク取引に係る経営戦略に基づく具体的方針等及び信用リスク管理の基本的制度等について協議するとともに、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針について協議しています。

与信審査については、リスク発生部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	

【脚注】 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

【信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高】

（単位：百万円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	4,326,637	954,987	402,637	-	-	4,370,907	992,368	409,398	-	-
国	外	290,861	-	290,861	-	-	240,351	-	240,351	-	-
地域別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,611,258	992,368	649,749	-	-
法人	農 業	20	20	-	-	-	24	24	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	1,100	1,100	-	-	-	1,100	1,100	-	-	-
	製 造 業	111,639	106,480	-	-	-	109,285	104,655	801	-	-
	鉱 業	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	129,487	118,540	6,037	-	-	147,327	137,806	8,854	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,805	10,336	3,986	-	-	17,979	11,307	6,190	-	-
	運輸・通信業	43,369	41,403	400	-	-	38,920	36,953	400	-	-
	金融・保険業	3,332,218	402,866	-	-	-	3,345,883	409,697	200	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	270,172	268,989	-	-	-	287,828	286,299	700	-	-
	日本国政府・地方公共団体	373,427	4,776	368,650	-	-	372,578	4,376	368,201	-	-
	上記以外	323,359	-	314,423	-	-	272,615	-	264,399	-	-
個 人	173	173	-	-	-	148	148	-	-	-	
そ の 他	17,424	-	-	-	-	17,567	-	-	-	-	
業種別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,611,258	992,368	649,749	-	-
1 年 以 下		2,958,144	211,407	2,278	-	-	2,957,308	240,719	200	-	-
1 年 超 3 年 以 下		215,182	197,350	16,996	-	-	270,821	223,239	17,467	-	-
3 年 超 5 年 以 下		278,343	197,587	79,755	-	-	244,554	160,333	83,835	-	-
5 年 超 7 年 以 下		163,011	85,124	77,511	-	-	153,736	83,618	69,735	-	-
7 年 超 10 年 以 下		189,570	70,416	118,897	-	-	194,430	96,584	97,667	-	-
10 年 超		561,449	160,018	398,058	-	-	545,446	159,866	380,842	-	-
期限の定めのないもの		251,797	33,082	-	-	-	244,959	28,006	-	-	-
残存期間別残高計		4,617,498	954,987	693,498	-	-	4,611,258	992,368	649,749	-	-

- 【脚注】
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、ご利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減額】

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,486	2,593	-	2,486	2,593	2,593	2,686	-	2,593	2,686
個別貸倒引当金	3,722	205	195	3,526	205	205	170	-	205	170

- 【脚注】 期中減少額（その他）は全額洗替額です。

自己資本の充実の状況(単体)

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度					
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
目的使用	その他			目的使用	その他							
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	452	-	195	257	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,104	98	-	3,104	98	98	89	-	98	89	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	78	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	86	106	-	86	106	106	81	-	106	81	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,722	205	195	3,526	205	205	170	-	205	170	-	

脚注 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

【信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高】

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	800,071	800,071	-	743,484	743,484
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	9,758	9,758	-	9,743	9,743
	20%	84,559	2,851,953	2,936,513	151,608	2,877,298	3,028,907
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	459,037	-	459,037	439,448	-	439,448
	75%	-	23	23	-	9	9
	100%	75,532	97,445	172,977	61,092	86,449	147,541
	150%	-	-	-	2,700	-	2,700
	250%	-	239,116	239,116	-	239,423	239,423
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	619,129	3,998,369	4,617,498	654,848	3,956,409	4,611,258	

脚注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

自己資本の充実の状況(単体)

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	54	-	-	48	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,300	-	-	23,800	-	-
法人等向け	115,850	172	-	119,167	172	-
中小企業等向け及び個人向け	-	0	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	147,150	226	-	142,967	220	-

- 脚注
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引は、原則としてヘッジを目的として行っています。なお、長期決済期間取引について該当となる取引はありません。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳】

与信相当額の算出に用いる方式	令和3年度	令和4年度
		カレント・エクスポージャー方式

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	4,358	-	-	-	4,358
(2) 金利関連取引	2,392	3,175	-	-	-	3,175
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	1,025	1,388	-	-	-	1,388
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	479	3,465	-	-	-	3,465
(2) 金利関連取引	3,955	4,738	-	-	-	4,738
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	4,434	8,203	-	-	-	8,203
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	4,434	8,203	-	-	-	8,203

- 脚注
1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

【与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

【信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況(単体)

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得し、当該エクスポージャーの外部格付と金利によりリスク量を測定し、適切に管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

当会は、投資家として運用資産の分散を目的に証券化商品に投資しており、その他の目的のための証券化取引の実績はありません。

証券化商品には金利リスクとともに、裏付けとなっている資産等の信用リスクが内包されていますが、当会では裏付け資産の信用度、証券化スキームの内容を十分に検討した上で投資を行っています。また、保有する証券化商品に対しては裏付け資産の状況や外部格付の継続的なモニタリングを行い、厳格なリスク管理に努めています。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いていないため、方針は定めていません。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	
株式会社日本格付研究所 (JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&P グローバル・レーティング (S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

【当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

○保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	22,851	-	28,540	-
	自 動 車 ロ ー ン	5,094	-	5,392	-
	そ の 他	77,939	-	103,474	-
	合 計	105,885	-	137,406	-

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

脚注 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	105,885	845	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	105,885	845	合 計	-	-	
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	

令和4年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	137,406	1,097	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	137,406	1,097	合 計	-	-	
オフ・バランス	0%～15%未満	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	400%～1,250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%～1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	

脚注 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

自己資本の充実の状況(単体)

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上で発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとし、オペレーショナル・リスクマネジメント方針を定めて管理しています。

具体的にはオペレーショナル・リスクを以下の2分類に大別し管理しています。

○リスクの発生そのものが統制活動の対象となるもの

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続の遵守、及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスク。

事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク等。

○リスク発生後の対応が統制活動の対象となるもの

マクロ経済や政策問題、法律や規制要因、金融業界のインフラシステム等の業務運営環境から発生するリスク、及び外生的な事象から発生するリスク。

業務継続リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、規制・制度変更リスク等。

上記リスクに対して、主体的なコントロールの可否並びにリスクの計量化の程度のリスク特性を踏まえ、また当会にとっての経営上の重要度を勘案し、当会として管理を行うリスク範囲を次のとおり設定しています。

- ① 業務継続リスク
- ② 事務リスク
- ③ システムリスク
- ④ 法務リスク
- ⑤ 人的リスク
- ⑥ 有形資産リスク
- ⑦ 情報漏洩等リスク
- ⑧ 系統組織の経営リスク
- ⑨ 風評リスク
- ⑩ 規制・制度変更リスク

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、四半期毎の収支状況把握を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会・経営管理委員会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するリスク管理委員会並びにALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び協議を行っています。運用部門は、経営管理委員会等で決定した方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じて財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

【出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価】

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	18,855	18,855	12,313	12,313
非上場	192,417	192,417	192,420	192,420
合計	211,272	211,272	204,734	204,734

脚注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

【出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益】

(単位:百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
789	94	6	4,994	-	-

【貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）】

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,364	336	5,684	290

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）】
該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	431,402	387,398
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理などを行うとともに、ALM委員会において収支シミュレーションの分析を実施するなど、リスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

自己資本の充実の状況(単体)

金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.242年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提(計算に当たって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
算定方法については変動ありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)
特段ありません。

金利リスクに関する事項

【IRRBB1:金利リスク】

(単位:百万円)

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
1	上方パラレルシフト	123,234	106,251	10,312	10,534
2	下方パラレルシフト	0	0	1,787	3,184
3	スティープ化	89,387	77,557		
4	フラット化	3,879	6,355		
5	短期金利上昇	23,678	18,176		
6	短期金利低下	4,926	1,569		
7	最大値	123,234	106,251	10,312	10,534
8	自己資本の額	令和3年度末		令和4年度末	
		279,306		282,557	

- 脚注 1.「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2.「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

【VaR計測による最大損失見込額】

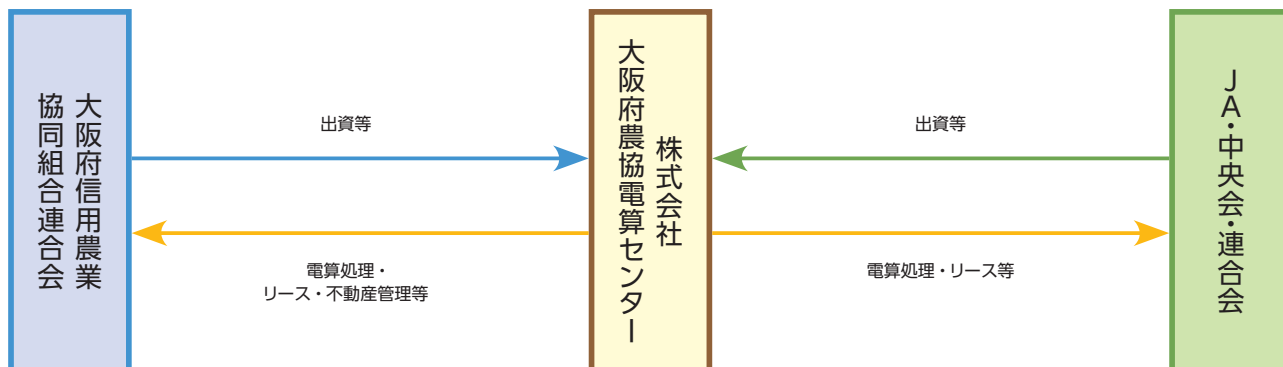
(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
VaR計測による最大損失見込額	33,485	44,872

- 脚注 VaRについては分散共分散法による計測(信頼区間99%、保有期間60日、観測期間5年)を行っています。

グループの概況

グループの概況



名 称	株式会社大阪府農協電算センター	
所 在 地	大阪市中央区農人橋2丁目1番33号	
設 立 年 月 日	昭和50年9月6日	
資 本 金	285百万円	
当 会 の 議 決 権 比 率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	92.4% (92.4%)	
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○電子計算機による事務処理業務 ○コンピュータシステムの設計、制作、保守業務及びコンピュータによるプログラムの設計、制作、販売、保守業務 ○JA等諸団体より受託又は請け負う事務処理 ○JA等諸団体の役職員の能力開発のための教育及び研修業務 ○各種機器等のリース業 ○前各業務に附帯又は関連する一切の業務 	

グループの経営環境と業績

株式会社大阪府農協電算センター(子会社)

当社は府内JA、中央会・連合会に対する情報処理システムの受託、リース業務、建物の受託管理等とその付随業務を営む子会社です。

令和4年度は、府内共用ネットワークの更改や全国施策である全国版電子帳表システムへの移行対応並びに営業店システムの稼働対応の確実な実施等を重点施策として取り組み、概ね計画どおりの実績となりました。

令和4年度の決算状況については、売上高2,179百万円、経常利益143百万円、当期純利益98百万円を計上いたしました。

連結事業概況(令和4年度)

令和4年度の当会の連結決算は、子会社株式会社大阪府農協電算センターを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益588億円、連結当期剰余金73億円、連結純資産2,859億円、連結総資産4兆9,841億円で、連結自己資本比率は14.56%となりました。

連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	52,448	48,499	45,565	47,619	58,867
経 常 利 益	11,837	10,721	9,359	11,805	8,922
当期剰余金(当期利益金)	8,936	8,947	6,832	10,532	7,368
純 資 産 額	314,668	301,516	330,004	319,568	285,908
総 資 産 額	5,449,842	5,190,582	5,062,511	5,056,767	4,984,116
連 結 自 己 資 本 比 率	14.75%	14.54%	14.62%	14.38%	14.56%

【脚注】「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	4,228	3,492	貯金	4,339,212	4,352,747
預け金	2,736,071	2,742,701	譲渡性貯金	165,100	136,800
買入金銭債権	12,151	6,452	債券貸借取引受入担保金	116,249	119,337
金銭の信託	78,894	103,534	借入金	41,300	33,800
有価証券	1,178,252	1,032,367	その他負債	42,709	36,415
貸出金	838,489	884,751	諸引当金	12,829	13,231
その他資産	10,120	12,479	退職給付に係る負債	2,301	2,326
有形固定資産	8,336	8,130	繰延税金負債	17,365	3,419
建物	3,153	3,048	債務保証	131	130
土地	4,385	4,385	負債の部合計	4,737,199	4,698,207
リース資産	96	91	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	700	605	出資金	140,690	140,690
無形固定資産	638	677	資本剰余金	0	0
ソフトウェア	564	569	利益剰余金	131,086	133,454
リース資産	0	0	子会社の所有する親連合会出資金	△ 18	△ 18
その他の無形固定資産	73	108	会員資本合計	271,758	274,126
外部出資	192,154	192,157	その他有価証券評価差額金	57,339	16,000
繰延税金資産	97	98	繰延ヘッジ損益	△ 9,735	△ 4,432
債務保証見返	131	130	評価・換算差額等合計	47,603	11,568
貸倒引当金	△ 2,798	△ 2,857	非支配株主持分	206	214
資産の部合計	5,056,767	4,984,116	純資産の部合計	319,568	285,908
			負債及び純資産の部合計	5,056,767	4,984,116

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
経常収益	47,619	58,867
資金運用収益	32,206	33,563
貸出金利息	4,796	4,921
預け金利息	65	54
有価証券利息配当金	11,503	14,683
コールローン等利息	-	0
その他受入利息	15,842	13,903
(うち受取奨励金)	(13,684)	(12,481)
(うち受取特別配当金)	(2,119)	(1,380)
役員取引等収益	1,682	1,660
その他事業収益	7,938	14,698
その他経常収益	5,791	8,944
(うち貸倒引当金戻入益)	(3,215)	(-)
経常費用	35,814	49,944
資金調達費用	23,851	23,860
貯金利息	120	94
譲渡性貯金利息	13	17
債券貸借取引支払利息	8	6
その他支払利息	23,709	23,742
(うち支払奨励金)	(23,165)	(23,145)
役員取引等費用	1,507	1,591
その他事業費用	4,891	18,554
経常費用	4,885	4,954
その他経常費用	678	983
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(59)
経常利益	11,805	8,922
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
特別損失	4	0
固定資産処分損	4	0
税金等調整前当期利益	11,801	8,922
法人税、住民税及び事業税	1,239	1,576
法人税等調整額	23	△ 29
法人税等合計	1,263	1,546
当期利益	10,538	7,375
非支配株主に帰属する当期利益	6	7
当期剰余金	10,532	7,368

連結情報

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	0	0
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	0	0
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	125,362	131,086
2 利益剰余金増加高	10,532	7,368
(当期剰余金)	(10,532)	(7,368)
3 利益剰余金減少高	4,807	5,000
(出資配当金)	(2,475)	(2,475)
(事業分量配当金)	(2,332)	(2,524)
4 利益剰余金期末残高	131,086	133,454

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	11,801	8,922
減価償却費	610	639
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 3,410	59
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	62	24
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	430	402
資金運用収益	△ 32,206	△ 33,563
資金調達費用	23,851	23,860
有価証券関係損益(△は益)	△ 776	△ 3,289
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 1,525	△ 1,432
為替差損益(△は益)	△ 3,978	△ 7,433
固定資産処分損益(△は益)	4	0
貸出金の純増(△)減	△ 48,027	△ 46,272
預け金の純増(△)減	80,000	40,000
貯金の純増減(△)	95,595	△ 14,764
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 90,286	3,088
借入金の純増減(△)	1,000	△ 7,500
コールローン等の純増(△)減	△ 3,992	5,698
資金運用による収入	36,939	38,444
資金調達による支出	△ 24,243	△ 23,865
事業分量配当金の支払額	△ 2,332	△ 2,524
その他	△ 9,415	398
小計	30,100	△ 19,107
法人税等の支払額	△ 1,734	△ 1,432
事業活動によるキャッシュ・フロー	28,366	△ 20,540
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 559,332	△ 303,592
有価証券の売却による収入	511,961	389,443
有価証券の償還による収入	37,993	9,433
金銭の信託の増加による支出	△ 14,481	△ 31,777
金銭の信託の減少による収入	2,014	5,940
固定資産の取得による支出	△ 950	△ 533
固定資産の売却による収入	0	-
外部出資による支出	-	△ 3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,793	68,910
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 2,475	△ 2,475
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,475	△ 2,475
4 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,097	45,894
5 現金及び現金同等物の期首残高	67,198	70,295
6 現金及び現金同等物の期末残高	70,295	116,189

連結注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社 株式会社大阪府農協電算センター
以上1社
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - 連結子会社の決算日は、3月31日です。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 - 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - ・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

また、連結子会社においては有価証券の保有はありません。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
 - なお、連結子会社においては金銭の信託の保有はありません。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
 - なお、連結子会社においてはデリバティブ取引はありません。
- (5) 当会の有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建 物 15年～50年
 - その他 3年～30年
 - 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数等に基づき定額法により償却しています。
- (6) 当会及び連結子会社の無形固定資産(リース資産を除く。)

く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会並びに連結子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

- (7) 当会の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結子会社においては外貨建資産・負債はありません。

- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

当会の貸倒引当金は、資産の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した結果、計上すべき該当項目はありません。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府」JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当連結会計年度末の要支給見積額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。

- (9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における従業員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

- (10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内

連結注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

- でヘッジしています。
- ・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。
 - ・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
 - ・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式を売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (11) 当会並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。
- 3 会計方針の変更に関する事項
- (1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。
- これにより、従来、消費税等の会計処理は税込方式を採用していましたが税抜方式に変更しています。
- なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従っております。
- この結果、当連結会計年度の連結計算書類へ与える影響は軽微です。
- (2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
- これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。
- 4 会計上の見積りに関する事項
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 貸倒引当金
- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,798百万円
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2(8)①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「6(2)①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。
- 5 連結貸借対照表に関する事項
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,536百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 116,012百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 116,249百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券16,773百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計32,915百万円含まれています。
- (4) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債権はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債務はありません。
- なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	百万円
危険債権額	3,055	百万円
三月以上延滞債権額	—	百万円
貸出条件緩和債権額	—	百万円
合計額	3,055	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一としています。(令和4年3月31日施行)

- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は46百万円です。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、117,579百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金48,314百万円が含まれています。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価

証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当会は、リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立

連結注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

し、実施しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で47,123百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,736,071	2,736,094	22
買入金銭債権			
満期保有目的	8,150	8,101	△ 49
有価証券に該当しないもの	4,001	4,001	0
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	15,874	15,874	—
その他の金銭の信託	63,020	63,020	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	73,062	72,325	△ 736
その他有価証券	1,105,189	1,105,189	—
貸 出 金	838,489		
貸倒引当金	△ 2,796		
貸倒引当金控除後	835,693	842,137	6,444
資 産 計	4,841,063	4,846,744	5,681
貯 金	4,504,312	4,504,352	39
借 用 金	41,300	41,255	△ 44
負 債 計	4,545,612	4,545,608	△ 4
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,623)	(4,623)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,122)	(8,122)	—
デリバティブ取引計	(12,745)	(12,745)	—

- (脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金165,100百万円を含めています。
 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。
 4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(改正実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 192,154百万円

(脚注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,736,071	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	1,401	1,136	889	504	485	3,733
有価証券に該当しないもの	4,000	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	81	81	81	81	81	72,657
その他有価証券のうち満期があるもの	6,124	15,516	25,928	71,332	61,755	761,201
貸 出 金	110,746	104,296	115,275	115,443	71,893	317,722
合 計	2,858,425	121,030	142,174	187,361	134,216	1,155,314

(脚注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越24,285百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,055百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,338,972	206	30	3	0	—
譲渡性貯金	165,100	—	—	—	—	—
借 用 金	9,200	10,000	12,700	9,400	—	—
合 計	4,513,272	10,206	12,730	9,403	0	—

(脚注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結注記表(令和3年度／自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	4,895	4,900	4
	その他	1,980	1,980	0
	小計	6,875	6,880	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	68,167	67,425	△ 741
	その他	6,170	6,120	△ 49
	小計	74,337	73,546	△ 791
合計		81,212	80,426	△ 785

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,971	6,606	10,364
	債券	478,537	437,201	41,336
	国債	145,734	133,140	12,594
	社債	5,885	5,818	67
	外国証券	326,917	298,243	28,674
	受益証券	207,634	164,108	43,526
	小計	703,143	607,916	95,227
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,884	2,220	△ 336
	債券	247,825	253,594	△ 5,768
	国債	228,347	233,921	△ 5,574
	地方債	1,093	1,100	△ 6
	社債	4,525	4,577	△ 52
	外国証券	13,859	13,994	△ 135
	受益証券	152,335	162,299	△ 9,963
小計	402,045	418,114	△ 16,068	
合計		1,105,189	1,026,030	79,158

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 22,036 百万円を差し引いた金額 57,121 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,047	789	94
債券	454,856	4,927	4,846
合計	456,903	5,717	4,941

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 15,874百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,020	62,719	301	1,850	1,549

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金負債84百万円を差し引いた金額217百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため退職共済制度を採用しています。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	2,239百万円
退職給付費用	185百万円
退職給付の支払額	△ 106百万円
制度への拠出額	△ 17百万円
期末における退職給付に係る負債	<u>2,301百万円</u>

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	349百万円
年金資産	<u>△ 349百万円</u>
	-百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>2,301百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>2,301百万円</u>

退職給付に係る負債	2,301百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>2,301百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	185百万円
----------------	--------

(2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21百万円となっています。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は230百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	50百万円
賞与引当金超過額	73百万円
退職給付に係る負債超過額	648百万円
相互援助積立金超過額	3,406百万円
有価証券有税償却額	5百万円
未払事業税	80百万円
繰延ヘッジ損益	3,727百万円
その他	601百万円
繰延税金資産小計	8,594百万円
評価性引当額	△ 3,741百万円
繰延税金資産合計(A)	4,852百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 22,120百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 22,120百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 17,268百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△ 5.96%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.82%
評価性引当額の増減	△ 7.35%
その他	△ 0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.70%

連結注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社 株式会社大阪府農協電算センター
以上1社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は、3月31日です。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
・その他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
また、連結子会社においては有価証券の保有はありません。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
なお、連結子会社においては金銭の信託の保有はありません。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
なお、連結子会社においてはデリバティブ取引はありません。
- (5) 当会の有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 15年～50年
その他 3年～30年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数等に基づき定額法により償却しています。
- (6) 当会及び連結子会社の無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会並びに連結子

会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

- (7) 当会の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結子会社においては外貨建資産・負債はありません。

- (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

当会の貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した結果、計上すべき該当項目はありません。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当連結会計年度末の要支給見積額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。

- (9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における従業員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

- (10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計

は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 当会並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 2,857百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2(8)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

〔6(2)①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等〕に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6(2)②金融商

品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,515百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	119,763百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	119,337百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券3,194百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計27,843百万円含まれています。

(4) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(5) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,700百万円
危険債権額	170百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	— 百万円
合計額	2,870百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

連結注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は69百万円です。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、122,202百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金48,314百万円が含まれています。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会社が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリング

を行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当社は、リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従って行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で62,875百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場

合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,742,701	2,742,442	△ 258
買入金銭債権			
満期保有目的	6,452	6,316	△ 136
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	25,591	25,591	—
その他の金銭の信託	77,943	77,943	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	105,794	103,578	△ 2,216
その他有価証券	926,572	926,572	—
貸 出 金	884,751		
貸倒引当金	△ 2,855		
貸倒引当金控除後	881,895	880,722	△ 1,173
資 産 計	4,766,951	4,763,166	△ 3,785
貯 金	4,489,547	4,489,257	△ 290
借 用 金	33,800	33,734	△ 65
負 債 計	4,523,347	4,522,992	△ 355
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,436)	(3,436)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(984)	(984)	—
デリバティブ取引計	(4,420)	(4,420)	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金136,800百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

連結注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 192,157百万円

(脚注)外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,712,701	30,000	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	1,110	823	622	541	454	2,900
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	81	81	1,416	81	81	107,104
その他有価証券のうち満期があるもの	200	6,937	37,599	40,292	81,582	689,408
貸 出 金	132,460	117,840	122,357	82,268	67,344	359,563
合 計	2,846,553	155,682	161,995	123,184	149,463	1,158,976

(脚注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越25,473百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,870百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,352,705	27	14	0	—	—
譲渡性貯金	136,800	—	—	—	—	—
借 用 金	10,000	12,700	9,400	1,700	—	—
合 計	4,499,505	12,727	9,414	1,700	—	—

(脚注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	105,794	103,578	△ 2,216
	そ の 他	6,452	6,316	△ 136
	小 計	112,247	109,894	△ 2,352
合 計		112,247	109,894	△ 2,352

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	10,632	4,947	5,684
	債 券	294,961	274,011	20,950
	国 債	140,939	133,033	7,906
	社 債	2,315	2,300	15
	外国証券	151,706	138,677	13,028
	受益証券	138,197	109,435	28,761
	小 計	443,791	388,394	55,396
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,681	1,971	△290
	債 券	341,469	361,560	△20,091
	国 債	217,263	233,690	△16,426
	地 方 債	992	1,000	△7
	社 債	14,345	14,795	△450
	外国証券	108,868	112,074	△3,206
	受益証券	139,630	152,189	△12,559
小 計	482,780	515,722	△32,941	
合 計		926,572	904,116	22,455

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 6,171 百万円を差し引いた金額 16,284 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	7,378	3,420	—
債 券	307,382	11,981	15,184
合 計	314,760	15,401	15,184

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 25,591百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

②満期保有目的の金銭の信託はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	77,943	78,336	△392	3,194	3,586

(脚注) 1. 上記差額に繰延税金資産 109 百万円を加えた金額△283 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため退職共済制度を採用しています。確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	2,301百万円
退職給付費用	186百万円
退職給付の支払額	△ 144百万円
制度への拠出額	△ 17百万円
期末における退職給付に係る負債	<u>2,326百万円</u>

連結注記表(令和4年度／自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	353百万円
年金資産	△ 353百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,326百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,326百万円

退職給付に係る負債	2,326百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,326百万円

c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	186百万円

(2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっています。
また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は198百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	41百万円
賞与引当金超過額	75百万円
退職給付に係る負債超過額	654百万円
相互援助積立金超過額	3,520百万円
有価証券有税償却額	6百万円
未払事業税	103百万円
繰延ヘッジ損益	1,586百万円
その他	603百万円
繰延税金資産小計	6,593百万円
評価性引当額	△ 3,852百万円
繰延税金資産合計(A)	2,741百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,061百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 6,061百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,320百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△ 6.39%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.24%
評価性引当額の増減	1.24%
その他	△ 0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.33%

連結情報

連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－	2,700	2,700
危険債権額	3,055	170	△ 2,884
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小計	3,055	2,870	△ 184
正常債権額	835,959	882,437	46,478
合計	839,014	885,308	46,294

脚注

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く)
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当するものを除く)
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権

事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況(連結)

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

該当ありません。

連結子会社数並びに連結子会社の名称及び業務内容

○連結子会社数 1社

名 称	業 務 内 容
株式会社大阪府農協電算センター	○電子計算機による事務処理業務 ○コンピュータシステムの設計、制作、保守業務及びコンピュータによるプログラムの設計、制作、販売、保守業務 ○JA等諸団体より受託又は請け負う事務処理 ○JA等諸団体の役職員の能力開発のための教育及び研修業務 ○各種機器等のリース業 ○前各業務に附帯又は関連する一切の業務

比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当ありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた結果、当連結グループの令和5年3月末における自己資本比率は、14.56%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金、後配出資金、非支配株主持分により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	534億円(前年度534億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	872億円(前年度872億円)

非支配株主持分

項目	内容
発行主体	株式会社大阪府農協電算センター
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目に算入した額	0億円(前年度0億円)

※非支配株主持分に係る出資比率 7.60%(前年度7.60%)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の充実の状況(連結)

【連結自己資本の構成】

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	266,758	269,602
うち、出資金及び資本剰余金の額	140,671	140,671
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	131,086	133,454
うち、外部流出予定額(△)	5,000	4,523
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,811	15,314
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,811	15,314
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	41	21
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	281,610	284,938
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	460	488
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	460	488
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	460	488
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	281,150	284,450

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,927,061	1,928,199
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	27,117	24,137
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,954,178	1,952,336
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(二))	14.38%	14.56%

- 脚注
- 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
 - 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実の状況(連結)

【自己資本の充実度に関する事項】

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	4,228	-	-	3,492	-	-
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	367,575	-	-	367,226	-	-
外国の中央政府 及び中央銀行向け	233,279	-	-	178,811	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,876	-	-	15,923	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	2,254	450	18	9,398	1,879	75
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	300	30	1	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	9,401	940	37	9,401	940	37
地方三公社向け	821	153	6	761	142	5
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	2,921,593	569,750	22,790	2,925,638	573,401	22,936
法人等向け	810,162	396,444	15,857	836,672	376,011	15,040
中小企業等向け及び 個人向け	27	17	0	13	6	0
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	2,700	4,050	162
取立未済手形	8	1	0	8	1	0
信用保証協会等 による保証付	56	5	0	41	4	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	12,706	12,706	508	10,801	10,801	432
（うち出資等の エクスポージャー）	12,706	12,706	508	10,801	10,801	432
（うち重要な出資の エクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	250,015	609,064	24,362	250,878	610,401	24,416
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	235,443	588,609	23,544	235,443	588,609	23,544
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	3,923	9,809	392	4,240	10,601	424
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手 段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	10,648	10,646	425	11,194	11,191	447
証券化	105,885	21,138	845	137,406	27,443	1,097
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	105,885	21,138	845	137,406	27,443	1,097
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	431,402	313,680	12,547	387,398	320,623	12,824
(うちルックスルー方式)	431,402	313,680	12,547	387,398	320,623	12,824
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	5,155,596	1,924,384	76,975	5,136,876	1,925,737	77,029
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	-	2,676	107	-	2,461	98
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	5,155,596	1,927,061	77,082	5,136,876	1,928,199	77,127
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	所要自己資本額 b = a × 4 %	所要自己資本額 b = a × 4 %
	27,117	1,084	24,137	965		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	所要自己資本額 b = a × 4 %	所要自己資本額 b = a × 4 %
	1,954,178	78,167	1,952,336	78,093		

- 脚注
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P62)をご参照ください。

自己資本の充実の状況(連結)

【信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高】

(単位:百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	4,327,447	954,987	402,637	-	-	4,371,720	992,368	409,398	-	-
	外	290,861	-	290,861	-	-	240,351	-	240,351	-	-
地域別残高計		4,618,308	954,987	693,498	-	-	4,612,071	992,368	649,749	-	-
法人	農 業	20	20	-	-	-	24	24	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	1,100	1,100	-	-	-	1,100	1,100	-	-	-
	製 造 業	111,639	106,480	-	-	-	109,285	104,655	801	-	-
	鉱 業	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	129,487	118,540	6,037	-	-	147,327	137,806	8,854	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,805	10,336	3,986	-	-	17,979	11,307	6,190	-	-
	運輸・通信業	43,106	41,403	400	-	-	38,657	36,953	400	-	-
	金融・保険業	3,332,218	402,866	-	-	-	3,345,883	409,697	200	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	270,172	268,989	-	-	-	287,828	286,299	700	-	-
	日本国政府・地方公共団体	373,427	4,776	368,650	-	-	372,578	4,376	368,201	-	-
	上記以外	323,359	-	314,423	-	-	272,615	-	264,399	-	-
個 人	173	173	-	-	-	148	148	-	-	-	
そ の 他	18,497	-	-	-	-	18,643	-	-	-	-	
業種別残高計		4,618,308	954,987	693,498	-	-	4,612,071	992,368	649,749	-	-
1 年 以 下		2,958,144	211,407	2,278	-	-	2,957,308	240,719	200	-	-
1 年 超 3 年 以 下		215,182	197,350	16,996	-	-	270,821	223,239	17,467	-	-
3 年 超 5 年 以 下		278,343	197,587	79,755	-	-	244,554	160,333	83,835	-	-
5 年 超 7 年 以 下		163,011	85,124	77,511	-	-	153,736	83,618	69,735	-	-
7 年 超 10 年 以 下		189,570	70,416	118,897	-	-	194,430	96,584	97,667	-	-
10 年 超		561,449	160,018	398,058	-	-	545,446	159,866	380,842	-	-
期限の定めのないもの		252,606	33,082	-	-	-	245,772	28,006	-	-	-
残存期間別残高計		4,618,308	954,987	693,498	-	-	4,612,071	992,368	649,749	-	-

- 脚注
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、ご利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減額】

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,486	2,593	-	2,486	2,593	2,593	2,686	-	2,593	2,686
個別貸倒引当金	3,722	205	195	3,526	205	205	170	-	205	170

脚注 期中減少額(その他)は全額洗替額です。

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度					
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
目的使用	その他			目的使用	その他							
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	452	-	195	257	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,104	98	-	3,104	98	98	89	-	98	89	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	78	-	-	78	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	86	106	-	86	106	106	81	-	106	81	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,722	205	195	3,526	205	205	170	-	205	170	-	

脚注 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

【信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高】

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	800,071	800,071	-	743,484	743,484
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	9,758	9,758	-	9,743	9,743
	20%	84,559	2,851,953	2,936,513	151,608	2,877,298	3,028,907
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	459,037	-	459,037	439,448	-	439,448
	75%	-	23	23	-	9	9
	100%	75,532	98,004	173,536	61,092	87,002	148,094
	150%	-	-	-	2,700	-	2,700
	250%	-	239,367	239,367	-	239,684	239,684
その他	-	-	-	-	-	-	
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	619,129	3,999,178	4,618,308	654,848	3,957,222	4,612,071	

脚注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. [格付あり]にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、[格付なし]にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

Data

自己資本の充実の状況(連結)

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P65)をご参照ください。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	54	-	-	48	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,300	-	-	23,800	-	-
法人等向け	115,850	172	-	119,167	172	-
中小企業等向け及び個人向け	-	0	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	147,150	226	-	142,967	220	-

- 脚注
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P67)をご参照ください。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳】

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	4,358	-	-	-	4,358
(2) 金利関連取引	2,392	3,175	-	-	-	3,175
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	1,025	1,388	-	-	-	1,388
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	3,417	8,922	-	-	-	8,922

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	479	3,465	-	-	-	3,465
(2) 金利関連取引	3,955	4,738	-	-	-	4,738
(3) 金 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(4) 株 式 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	4,434	8,203	-	-	-	8,203
長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットイング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合 計	4,434	8,203	-	-	-	8,203

- 脚注
1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

【与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

【信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P68)をご参照ください。

【当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

○保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	22,851	-	28,540	-
	自 動 車 ロ ー ン	5,094	-	5,392	-
	そ の 他	77,939	-	103,474	-
	合 計	105,885	-	137,406	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

脚注 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

自己資本の充実の状況(連結)

○リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額 令和3年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	105,885	845	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1,250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%~1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合計	105,885	845	合計	-	-
オフ・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1,250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%~1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合計	-	-	合計	-	-

令和4年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	137,406	1,097	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1,250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%~1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合計	137,406	1,097	合計	-	-
オフ・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1,250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1,250%	-	-
	400%~1,250%未満	-	-			
	1,250%	-	-			
	合計	-	-	合計	-	-

脚注 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P70)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P70)をご参照ください。

【出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価】

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	18,855	18,855	12,313	12,313
非上場	192,154	192,154	192,157	192,157
合計	211,009	211,009	204,471	204,471

【脚注】「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

【出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益】

(単位:百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
789	94	6	4,994	-	-

【貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）】

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,364	336	5,684	290

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）】

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	431,402	387,398
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P71)をご参照ください。

【IRRBB1:金利リスク】

(単位:百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
1	上方パラレルシフト	123,234	106,251	10,312	10,534
2	下方パラレルシフト	0	0	1,787	3,184
3	スティープ化	89,387	77,557		
4	フラット化	3,879	6,355		
5	短期金利上昇	23,678	18,176		
6	短期金利低下	4,926	1,569		
7	最大値	123,234	106,251	10,312	10,534
8	自己資本の額	令和3年度末 279,306		令和4年度末 282,557	

【脚注】 1.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2.「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

【VaR計測による最大損失見込額】

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
VaR計測による最大損失見込額	33,485	44,872

【脚注】 VaRについては分散共分散法による計測(信頼区間99%、保有期間60日、観測期間5年)を行っています。

役員等の報酬体系

役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

対象役員に対する報酬等	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
	117	18

※対象役員は、経営管理委員15名、理事5名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

※退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、役員報酬審議会(構成:当会の会員JAの組合長から選出された委員8名と学識経験者から選出された若干名)の答申を基に、支給する報酬総額の最高限度額を、経営管理委員、理事及び監事の別に総会において決定し、役員各人別の報酬額については、その総会決議の範囲内において、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、また監事については監事の協議において決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役員等であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- 脚注
1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としています。
 4. 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

沿革・あゆみ

昭和	
23年	大阪府信用農業協同組合連合会設立(8月27日)
25年	農業協同組合財務処理基準令公布
27年	大阪府組合金融推進委員会結成
29年	農林漁業金融公庫(現:(株)日本政策金融公庫)業務受託開始
30年	信連貯金50億円達成
31年	府内農協貯金100億円達成
35年	大阪府農林会館完成により本所を会館内に移転 信連貯金100億円達成
37年	府内農協貯金500億円達成
40年	府内農協貯金1,000億円達成
41年	信連・内国為替業務開始
43年	信連貯金1,000億円達成
47年	農協業務の電算処理受託開始 府内農協メール実施
48年	府内農協貯金5,000億円達成 事務センター発足
49年	全国農協信用事業相互援助制度発足 農協・内国為替業務開始
50年	国庫金払込取扱い開始 (株)大阪府農協電算センター設立
52年	信連貯金5,000億円達成 府内農協オンラインの実施
54年	信連・全銀内為制度加盟 府内農協貯金1兆円達成
57年	府内農協貯金ネットサービス開始
58年	信連貯金1兆円達成
59年	農協・全銀内為制度加盟 府内農協・グッシュ15運動の実施
60年	新事務センター竣工
61年	府内農協・ファイト17運動の実施
62年	府内の地相銀とCDオンライン業務提携(FOC)
63年	府内農協・クリア2兆円運動の実施 府内農協貯金2兆円達成

平成	
2年	「全国キャッシュサービス(MICS)」による 業態間CDオンライン提携スタート
3年	全国農協貯金ネットサービス、サンデーバンキング実施 府内農協貯金2兆5,000億円突破
4年	農協の愛称として「JA」を使用開始
6年	第3次オンラインシステム稼働 国債窓販業務の取扱い開始

7年	日銀歳入金の取扱い開始
8年	「やるやんかJA」キャンペーンを展開
9年	信託契約代理業務の開始 府内JA信用事業の愛称として「JAバンク」を使用開始
10年	投信窓販業務の取扱い開始
11年	府内JA「いち、にの、三兆」運動の実施
12年	「大阪府内JA役職員大会」開催 府内JA貯金3兆円達成 日銀歳入復代理店業務取扱い開始
14年	FP資格者1,500名体制の確立 JAバンクシステムの導入 JAネットバンクの取扱い開始 JASTEMシステムへの移行 融資残高1,300億円伸長策の実施
16年	発行体格付け「A」を取得(R&I) 融資残高1,300億円伸長達成
17年	遺言信託代理業務取扱い開始
18年	コンサルティング業務の取扱い開始 JAバンク大阪中之島倶楽部オープン
19年	信連貯金3兆円達成
20年	JAバンク食農教育応援事業の開始
22年	JA大阪センタービルへの移転 府内JA貯金4兆円達成
23年	短期格付「a-1」を取得(R&I)
24年	信連貯金4兆円達成
25年	大阪府立大学(現:大阪公立大学)と産学官連携基本協定を締結 同大学に対する産学連携研究支援事業を開始
27年	JAバンクでんさいサービスの取扱い開始
28年	JAバンク大阪基本戦略並びに第10次中期経営計画の策定
29年	JASTEMシステムの更改
30年	創立70周年 府内JA貯金5兆円達成

令和	
元年	第11次中期経営計画の策定 JAバンクアプリの提供開始
2年	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と研究支援基本協定を 締結
3年	信託業務の取扱い開始
4年	第12次中期経営計画スタート

確 認 書

1. 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月3日

大阪府信用農業協同組合連合会
代表理事 池辺 覚

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	105
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	105
(3) 会計監査人の名称	105
(4) 事務所の名称及び所在地	105
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	105
2 主要な業務の内容	25～31
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益	8
② 経常利益	8
③ 当期剰余金	8
④ 出資金及び出資口数	8
⑤ 純資産額	8
⑥ 総資産額	8
⑦ 貯金等残高	8
⑧ 貸出金残高	8
⑨ 有価証券残高	8
⑩ 単体自己資本比率	8
⑪ 剰余金の配当の金額	8
⑫ 職員数	8
⑬ 信託報酬	8
⑭ 信託勘定貸出金残高	8
⑮ 信託勘定有価証券残高(信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く)	8
⑯ 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	8
⑰ 信託財産額	8
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	48、49
② 貯金に関する指標	49
③ 貸出金等に関する指標	50～52
④ 有価証券に関する指標	54
⑤ 信託業務に関する指標	57
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理態勢	15～19
(2) 法令遵守の体制	20～24
(3) 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9～11
(4) 金融ADR制度への対応	21
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～47
(2) 債権に係る額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	53
② 危険債権に該当する債権	53
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	53
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	53
(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	53
(4) 自己資本の充実の状況	58～72
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	55
② 金銭の信託	55
③ デリバティブ取引	56
④ 金融等デリバティブ取引	56
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	56
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
(7) 貸出金償却の額	51
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	107

連結開示項目(農業協同組合法施行規則第205条関連)	ページ
1 信連及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	73
(2) 信連の子会社等に関する事項	
① 名称	73
② 事務所の所在地	73
③ 資本金	73
④ 事業の内容	73
⑤ 設立年月日	73
⑥ 信連が有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	73
⑦ 信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	73
2 信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したものの	
(1) 直近の連結事業年度における事業の概況	73
(2) 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益	73
② 経常利益	73
③ 当期利益	73
④ 純資産額	73
⑤ 総資産額	73
⑥ 連結自己資本比率	73
3 信連及びその子会社等の直近の2連結事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	74～90
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	91
② 危険債権に該当する債権	91
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	91
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	91
(3) 自己資本の充実の状況	92～103
その他の重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)	
役員等の報酬体系	104



食

私たちが大切に
したいこと・・・


JAバンク大阪信連は
最適なサービスの提供を通じて
ご利用者の信頼に応えます



農



環境



編集 大阪府信用農業協同組合連合会 総合企画部
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号 JA大阪センタービル
TEL.06-6204-6511
<https://www.jabankosaka.or.jp>
令和5年7月発行